

第二十九回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第九号

昭和三十三年七月七日(月曜日)午後二時十九分開会

委員の異動

本日委員木暮武太夫君、前田佳都男君、江田三郎君及び鮎川義介君辞任につき、その補欠として仲原善一君、松野孝一君、戸叶武君及び八木幸吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 前田 久吉君
理事 木内 四郎君
西川甚五郎君
栗山 良夫君
平林 剛君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
迫水 久常君
塩見 俊二君
田中 茂穂君
土田国太郎君
仲原 善一君
廣瀬 久忠君
松野 孝一君
宮澤 喜一君
山本 米治君
荒木正三郎君
大矢 正君
戸叶 武君
野溝 勝君
河野 謙三君
杉山 昌作君

国務大臣

八木 幸吉君
岩間 正男君

内閣総理大臣

岸 信介君

外務大臣

藤山愛一郎君

大蔵大臣

佐藤 榮作君

通商産業大臣

高橋達之助君

政府委員

法制局長官 林 修三君
大蔵省主計局長 石原 周夫君
大蔵省理財局長 正示啓次郎君
大蔵省銀行局長 石田 正君
大蔵省為替局長 酒井 俊彦君
農林省農地局長 安田善一郎君
通商産業省 通商局長 松尾泰一郎君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員 農林漁業金 山添 利作君
融公庫総裁 農林中央金 楠見 義男君
庫理事長

参考人

農林漁業金 山添 利作君
融公庫総裁 農林中央金 楠見 義男君
庫理事長

本日

本日の会議に付した案件
○経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(前田久吉君)

ただいまから委員会を開きます。

まず、委員の変更について報告いたします。

本日付をもつて鮎川義介君、木暮武太夫君及び前田佳都男君が辞任せられ、八木幸吉君、仲原善一君及び松野孝一君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(前田久吉君)

これより経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を一括議題として、これより両案の質疑を行います。

なお、総理は、大よそ二時間御出席の予定でありますので、あらかじめ御承知願います。では、栗山君から御質疑願います。

○栗山良夫君 私はこの際、岸総理大臣に、特別国会が終了いたしました後における政策の遂行並びに国会の運営につきまして、御所見を承わりたいと思っております。それは、自由民主党の総裁としての立場及び内閣の首班としての立場、両方からそれぞれお伺いをしたいと思うのであります。

なほ私がそういう工合にお願いをするかと申しますと、今特別国会におきまして、われわれは当委員会において、いわゆる経済基盤強化法案の審議を熱心に進めて参りました。そして、内閣の方といたしましては、佐藤大蔵大臣、三木国務大臣並びに藤山外務大臣その他から、それぞれの御所信を承わったのであります。しかし、巷間伝えられるところによりますと、岸内閣

の内部においても、この経済基盤強化法案に直接関係のありまする日本の将来の経済の動向につきまして、若干の意見の食い違いがあるやに聞いておるのであります。さらに、国会の運営とか、経済の進め方につきまして、自由民主党と岸内閣との間にも相当な見解の隔たりがあるやにわれわれは仄聞をいたすのであります。しかし御案内の通り、当委員会といたしましては、自由民主党の幹部であられる川島幹事長にいたしまして、あるいは福田政調会長にいたしまして、この席へおいでを願って、そして御所信を伺うということはできないことであります。

従って何といたしまして、この際は自由民主党の総裁であるあなたに、また内閣の首班であるあなたに、総合せられて御所信を承わりたい、こういうことに相なったのでありますから、さうな御所持で御答弁を願いたいと思っております。

そこで、さつそくでございますが、最初にお伺いしたいことは、この特別国会が終了してから、ただいま国内に流れておりますいろいろな情報、情報を含めたいと思います。岸総理大臣が臨時国会を通常国会の前に召集をされまして、そして過日の衆議院選挙において国民に公約をせられたところの、いわゆる選挙公約というものを実行する上において、臨時国会を通常国会と一体的なものと考え、そして政策の遂行、国会の運営に当たりたい、こういう御所存のように承わつ

ておるのであります。しかも、このことは七月四日の閣議にお諮りになり、それぞれ行政庁に対しましては、その準備方について御指令に相なっておりますが、さうなことが事実でありますかどうか、これを承わりたいと思うのであります。

○国務大臣(岸信介君) 臨時国会の問題につきましては、いろいろな観点から、大体九月の中旬以降、われわれは臨時国会を召集したいという考えであります。御承知の通り、この特別国会は総選挙を済ませまして、首班指名があり、新しい内閣を組織するというふうなことを中心にいたしまして、すでにこの前の国会において審議未了になつておる予算関係等の特別の関係を持っておる案件等の御審議を願つて参つたのであります。さらに米年の通常国会を考へてみますと、御承知の通り米年は参議院の半数の改選がございます。地方選挙もござります。こ

ういうような関係を考へてみますと、うと、なかなか通常国会において、ずつと会期全体を通じて御審議を願うということは、趣旨はまさにさうでありませうけれども、事実上それにはいろいろな困難を伴うのが従来の例でございます。こういうことを考へてみると、やはり、われわれとしては、公約をいたしました公約事項のうち、三十四年度の予算等に関係のあるものは、これは三十四年度の総予算に編成をして公約を実施しなければなりませんけれども、そういうもの

に關係なくして、一日も早く公約を實施したいものもございすし、また通常国会がそういう見通しであることも考え、かたがたそういう意味におきまして、臨時国会を九月の中ば以降において開きたい、こういう意向を持っておるわけでございます。

○栗山良夫君 そういたしますと、ただいま御予定になっております臨時国会の会期というものは、大よそ幾日くらいを予定されますか。このことが一つ。

それから第二には、今まで臨時国会の召集に当りましては、私も野党が憲法の条章に定めるところによりまして、成規の手續を得て召集の要求をいたしまして、なかなかすみやかな召集はせられなかつたのであります。ところが、ただいまの御所信を伺いますと、うと、ほぼ御意思のほどは承知することができるのであります。従つて、かりに今回は、野党側から成規な手續を得て臨時国会の召集をお願いするやうなことがなくても、自民党として、岸内閣といたしましては、自発的に臨時国会を召集せられる、こういう工合に承知をしてよろしいのでございすか、この点を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 大体そういう考へております。

○栗山良夫君 会期は……。

○國務大臣(岸信介君) 会期は、正確にどのくらいということは、いろいろ御審議願う案件等を見定めた上で、われわれとしてもきめなければならぬと思ひますが、相当の今申し上げましたやうなことを意図いたしておりますので、非常な短期ではとうていそれでは

きることじやございせんから、相当の期間を私も考えるわけでございすけれども、今それが一月であるか五十日であるかというようなことは、案件等とも見定めた上で一つきめた、十分な御審議の期間を置いて、少くとも召集すべきものであると、かように思つております。

○栗山良夫君 新聞等を通じて流されております情報によりますと、大よそ四十日間くらい、こういう工合にわれわれは承知をいたしておるのであります。大體その程度、上下狂いはありません。大した狂いはない、こういう工合に考へてよろしいかどうか、それを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 今申し上げましたやうに、正確にはまだ申し上げる段階に至つておりませんけれども、か月に九月中旬ごろに開会ができますならば、十月一ぱいを少くとも臨時国会にあてたい、こういうやうな希望でおります。

○栗山良夫君 そこで、おそらく政府が自発的に臨時国会を召集せられるということは、終戦後の国会では初めてであらうと思ひます。まさにある意味におきましては異例なことでありま

す。それほどまでに例のない臨時国会の召集を政府みずから行われるというこゝにつきます。臨時国会に予定をせられております重要な施策というものがあろうかと思ふのであります。岸総理大臣といたしましては、それほどまでに重要視しておられます臨時国会、さらに統いて来たる通常国会、これに對しましては、いかなる構想でたゞいまお進めにならうとしてお

られるか、これを承わりたいと思ふのであります。

○國務大臣(岸信介君) 過般の、わが党といたしましては、総選挙におきまして、国民に公約をいたしましたことを先ほども申し上げましたやうに、できるだけ早くこれを實現したいと思ひ考へております。この公約實施を中心臨時国会及び通常国会というやうなものを通じて考へて参りたい、かように考へております。

○栗山良夫君 例年でありますと、大體秋口になりますれば、通常国会に臨まれるところの政府の態度あるいはまた予算案の大綱、こういうものが国民に示されるのが今までのならわしであります。ところが、ただいまのお話を承つておきますと、もうすでに通常国会の仕事が臨時国会から始められていく、こういうことに承わるのであります。従ひまして、あなたといたしましては、臨時国会、通常国会を一体的に考へて、一貫性を持たせて国会の運営をせられるというこゝとであります。選挙の公約を中心とした自民党の政策の展開、並びにこれの裏打ちとなります予算案の構想、こういうものにつきます。これは、いつごろまでにおまじめに、国民の前に発表せられるのか、これは構想であります。構想を御発表になるか、基本方針を御発表になるか、これを承わりたいと思ふのであります。

○國務大臣(岸信介君) これは、私は先ほど申しましたやうな意味において、臨時国会を召集いたしますという十四年度の総予算の、少くとも岸内閣とし、自民党として相当かたまつたところの構想というものを、臨時国会を通じては明らかにしなければならぬと思ひます。一部は臨時国会において御審議を願う案件等に現われるものもありましようけれども、主要なるものは、言うまでもなく三十四年度の総予算になるわけでありまから、これは臨時国会の開会をいたしますというこゝになります。国会を通じて国民の前に明らかにしなければならぬ、こういうつもりであります。

○栗山良夫君 それは、今のお話を承つておれば当然にさることだと思ひます。臨時国会におきまして、岸総理大臣としては、国会を通じて施政の方針を明らかにせられるということは当然であります。当然でありましようが、その施政の方針を明らかにせられる前の、いわゆる基本的な方針として、方針を定めていろいろの作業を進めになつて、その結論を臨時国会において御発表になると思ふのであります。従つて、これは毎年おやりになることであるから、決して私は無理なお尋ねをいたしておとは思ひませんが、岸内閣として、臨時国会並びにその次に続く通常国会に臨まれる基本的な方針、予算の大綱、大綱と申せばあまりにもこまかくなるといたしますれば、予算の方針でもけつこうでございす。そういうものをもう少し早く御発表に、おそろくこれはなると思ふのであります。このためにはすでに先ほどお認めになりましたやうに、各行政庁を通じて作業にもお入りになる御予定のやうでありますから、そういうものをとおまじめになつて前もって御発表になる、臨時国会前に御発表に

なるのはいつごろになる御予定であるか、これを承わりたい。

○國務大臣(岸信介君) 特別国会が終了いたしましたならば、七月及び八月を通じて党及び政府關係の面におきましては、臨時国会を大體今申しましたやうな、九月の中旬ないし下旬に近いときに召集すると、そうしてその臨時国会は先ほど言つたやうな構想のもとに開かれると、それまでに十分に準備を進めるやうに勉強いたしたいと思つております。従ひまして、その結果としていろいろのものが出ますれば、できるだけ国民の前に早く明らかにするこゝも適當でありましようが、私としては、総合したところのものは、今言つてゐるやうに臨時国会を通じて国民の前に明らかにしたいというものが私の考へてございす。それまでに、従来の例によりますと、九月の初旬ないし中旬には、予算編成の方針といたしまして、そういうものを閣議で決定して、それによつて予算編成の方針をきめ、暮れに予算の大綱をきめて、そして最後の予算案をきめて、一月の再開に提出するというのが例でございす。ちやうどこれから七月、八月を通じてそういう一切の作業なり準備をするというこゝになります。と、大體九月の中旬というこゝは、臨時国会——私が開会の予定をしてゐる前後にそういうものができると、こう考へますと、まづたものを国会を通じて明らかにすることが一番有効であり、また一番政府としてもまづたものになるのじやないか、かやうに考へておるわけでございます。

○栗山良夫君 大體のところは、率直にお答をいただきましたからよく了承

するやうなことがなくとも、自民党として、岸内閣といたしましては、自発的に臨時国会を召集せられる、こういう工合に承知をしてよろしいのでございすか、この点を伺いたいと思ひます。

○栗山良夫君 例年でありますと、大體秋口になりますれば、通常国会に臨まれるところの政府の態度あるいはまた予算案の大綱、こういうものが国民に示されるのが今までのならわしであります。ところが、ただいまのお話を承つておきますと、もうすでに通常国会の仕事が臨時国会から始められていく、こういうことに承わるのであります。従ひまして、あなたといたしましては、臨時国会、通常国会を一体的に考へて、一貫性を持たせて国会の運営をせられるというこゝとであります。選挙の公約を中心とした自民党の政策の展開、並びにこれの裏打ちとなります予算案の構想、こういうものにつきます。これは、いつごろまでにおまじめに、国民の前に発表せられるのか、これは構想であります。構想を御発表になるか、基本方針を御発表になるか、これを承わりたいと思ふのであります。

○國務大臣(岸信介君) これは、私は先ほど申しましたやうな意味において、臨時国会を召集いたしますという十四年度の総予算の、少くとも岸内閣とし、自民党として相当かたまつたところの構想というものを、臨時国会を通じては明らかにしなければならぬと思ひます。一部は臨時国会において御審議を願う案件等に現われるものもありましようけれども、主要なるものは、言うまでもなく三十四年度の総予算になるわけでありまから、これは臨時国会の開会をいたしますというこゝになります。国会を通じて国民の前に明らかにしなければならぬ、こういうつもりであります。

○栗山良夫君 それは、今のお話を承つておれば当然にさることだと思ひます。臨時国会におきまして、岸総理大臣としては、国会を通じて施政の方針を明らかにせられるということは当然であります。当然でありましようが、その施政の方針を明らかにせられる前の、いわゆる基本的な方針として、方針を定めていろいろの作業を進めになつて、その結論を臨時国会において御発表になると思ふのであります。従つて、これは毎年おやりになることであるから、決して私は無理なお尋ねをいたしておとは思ひませんが、岸内閣として、臨時国会並びにその次に続く通常国会に臨まれる基本的な方針、予算の大綱、大綱と申せばあまりにもこまかくなるといたしますれば、予算の方針でもけつこうでございす。そういうものをもう少し早く御発表に、おそろくこれはなると思ふのであります。このためにはすでに先ほどお認めになりましたやうに、各行政庁を通じて作業にもお入りになる御予定のやうでありますから、そういうものをとおまじめになつて前もって御発表になる、臨時国会前に御発表に

なるのはいつごろになる御予定であるか、これを承わりたい。

○國務大臣(岸信介君) 特別国会が終了いたしましたならば、七月及び八月を通じて党及び政府關係の面におきましては、臨時国会を大體今申しましたやうな、九月の中旬ないし下旬に近いときに召集すると、そうしてその臨時国会は先ほど言つたやうな構想のもとに開かれると、それまでに十分に準備を進めるやうに勉強いたしたいと思つております。従ひまして、その結果としていろいろのものが出ますれば、できるだけ国民の前に早く明らかにするこゝも適當でありましようが、私としては、総合したところのものは、今言つてゐるやうに臨時国会を通じて国民の前に明らかにしたいというものが私の考へてございす。それまでに、従来の例によりますと、九月の初旬ないし中旬には、予算編成の方針といたしまして、そういうものを閣議で決定して、それによつて予算編成の方針をきめ、暮れに予算の大綱をきめて、そして最後の予算案をきめて、一月の再開に提出するというのが例でございす。ちやうどこれから七月、八月を通じてそういう一切の作業なり準備をするというこゝになります。と、大體九月の中旬というこゝは、臨時国会——私が開会の予定をしてゐる前後にそういうものができると、こう考へますと、まづたものを国会を通じて明らかにすることが一番有効であり、また一番政府としてもまづたものになるのじやないか、かやうに考へておるわけでございます。

○栗山良夫君 大體のところは、率直にお答をいただきましたからよく了承

するやうなことがなくとも、自民党として、岸内閣といたしましては、自発的に臨時国会を召集せられる、こういう工合に承知をしてよろしいのでございすか、この点を伺いたいと思ひます。

をいたしました、そこで問題は、もうあと二カ月前に迫っております臨時国会に對しまして、特に岸總理としてはどういふような施策を提案せられようとおるか。先ほどのお話によりますと、選挙公約のうちで、昭和三十四年度の予算措置を講じなくてもよさそうなお話について臨時国会に提案をしたい、こういう工合におっしゃっております。それでわれわれが得ておる情報によりますと、二、三の法案等がすでに用意せられるように示されておること、私は承知いたしております。一体どういふようなものをこの臨時国会において処理せられようとしておりますか。これを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) まだ何と何と何をかけるというふうには、具体的にきめておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、一般的に申し上げますと、通常国会の見通しがそういうふうなでありますから、通常国会に提案しただけでは御審議を了することが困難であるというふうに考えられるものを、なるべく臨時国会から御審議を願うというふうなことも考えなければならぬと思ひます。それから従来とも、二十八国会に提案をいたして審議未了になつておりますものうち、わが内閣の政策として実現をしたいと考えておるようなものもございまして、それからさらに、先ほど申し上げましたように、選挙公約として申し上げたことのうち、予算を伴わずにやれるものがあるれば、なるべくこれを早くやる、こういうことを考えておるわけでありま

す。御承知の通り、いろいろ日本のなを見ますと、夏季においては予期しない災害等もある例もございまして、その他、いろいろ今日から開会までの間相當の時日もございまして、その間にいろいろ起つてくること、その事象に對応するやうな問題がありとしますならば、そういう問題ももちろん御審議をお願いするやうになるだらう、かように考えております。

○栗山良夫君 一部の新聞に報ぜられておるところによりますと、自民党の党側から流れた情報として、たとえば最低賃金法案、国民健康保険法案、汚水対策法案、あるいは栄典法案、こういうものを提出する予定だといふやうなことが報道せられておりますが、大體間違ひございませんか。

○國務大臣(岸信介君) いろいろ党及び政府で、先ほど申し上げましたやうに、準備をし、研究をし、ということをおぼしめておられますが、具体的に今おあげになりましたやうなものを結論として今度出すというまでの、まだ私は党及び政府関係方面から結論的には聞いておりません。

○栗山良夫君 私が伺ひたいしておりますのは、いつの国会でも、二百に近い法案がたくさん提出をせられるわけでありまして、従つて、大小さまざまなやうな法案を全部ここでお示しをいたしたいと申しておるのではございません。いつの国会でも、そのたくさんの方々の法案の中で、特に政府が重要な法案と考へ、またわれわれ野党が重要な法案と考へます法律といふものは、おそらく十指程度でありましよう。従つて、そういう程度のものを、今あなたはその頭の中で構想をお持ちになつていないわけはないと思ひます。あれだけ選挙を一生懸命おやりにな

なり、みずから東奔西走して自民党を勝利に導いたといふやうな大選挙をおやりになつておるのでありますから、この選挙をおやりになつたときには、国民にやういふ重要な法案を頭に描きながら約束になつたことは、これは当然なことだと思ひます。従ひまして、もう少し親切に今の点はお答えをお願いしたい、こう思ひわけでありま

す。○國務大臣(岸信介君) 先ほど私大へん何でありましたが、抽象的に申し上げたのであります。それは、第一は、選挙を通じて国民に公約したことの問題であるとか、あるいはすでに二十八国会等において御審議を願つて審議未了になつておる法案のうち重要なものであるとか、さらにいろいろ各省で研究をし、どうしてもこの次の通常国会に提案しようと考えておるもの

であつて、審議の時日からいつて臨時国会から御審議を願つた方がよいと思はれるやうなものとかいふやうなもの、至急に各省及び党においても研究をして、これの結論を出すやうにということ、これは私は承知しております。このことによつて、各省においても研究をいたしておるわけでありま

す。今おあげになりました国民健康保険法とか、あるいは最低賃金法といふものは、この前の国会に提案をいたしました、岸内閣としては重要なやうな実現したい何でございまして。しかし、すでにある程度の御審議を願つて、御審議の過程においていろいろの議論も出ております。ですから、政府としては、さらに出そうとすれば、それらの御議論等も十分一つ参照して、さらに万全を

尽して提案をすべきものであると思ひます。この前出したから一応そのまま出そうとかいふやうな、無責任に考へるべきでないと思ひます。そういうやうなことから申しまして、この特別国会のあと、今申しました関係方面で十分一つ勉強して、結論を得たいといふのが私の現在の何でございまして。従ひまして、今栗山委員のおあげになりましたやうなことは、いずれも重要なものやうでございまして、それぞ

れ、もし提案するとするならば、準備も要りますし、また研究も従来の研究につけ加えてすべきものが私はあるやうに思ひます。それらを十分一つ研究を現在の段階においてはしてみたいと、こういうつもりで、実は具体的にどうだといふことをまだ申し上げる段階ではないと、こう御返事を申し上げます。たわけでありま

す。○栗山良夫君 まあ研究をするとおっしゃるわけでありまして、これ以上は申し上げませんが、もう一度重ねてお伺ひをいたしておきます。自民党の選挙公約の中で、昭和三十四年度の通常国会に提出をせられるものと、それから臨時国会に提出をせられるものと、二色があるといふことが明らかにになりました。そこで、臨時国会に提出をせられるものは、予算措置は全然考へられないやうなものばかりでありま

す。あるいは予算措置を必要とするものも含まれておりますか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○委員(前田久吉君) ただいま委員の変更がありました。江田三郎君が辞任され、その補欠として戸叶武君が委員に選任されました。

○國務大臣(岸信介君) 先ほどもお答え申し上げましたやうに、公約の大きなもので相當な予算措置を伴ふものにつきましては、私は三十四年度の予算編成の際にこれを考へていくことが適當であると思ひます。しかし、やういふ予算を伴わないものであるとか、あるいは本年の余裕財源等で補正予算等の措置によつてでき得るやうなものもあるかもしれません。全然予算を伴ふものは一切やらぬといふのを考へておるわけではございません。そういうこととは、これから十分に一つ検討してみたい、こう思ひます。

○栗山良夫君 そういたしますと、臨時国会には何がしかの昭和三十三年度の予算の補正をお考えになつておると、こういう工合に了承してよろしうございませうか。

○國務大臣(岸信介君) 今、補正予算を必ずやるということをお約束するといふやうなつもりで申し上げておるわけではございません。十分やういふものがあるかもしれないといふことを申し上げておるもので、全然臨時国会には予算を伴うものは一切出しませんとか、補正を一切しなせんとか、いふことを申し上げるのではなくして、やういふもので適當なものがあるかもしれない。これは今後の研究に待つて結論を出したいと、こう思つております。

おらない。これは党及びなにに真剣に研究さしておるといふ段階であると御了承願いたいと思います。

臨時国会に臨まれる問題と同時に、ただいまわれわれがここで審議をいたしております経済基盤強化のための法案にも直接関係のあることでございます。

前と選挙後とおきましては、政治を運営している上において、根本的な態度の違いと申しますか、物の考え方の違いと申しますか、そういうものが政治的には必ずしもないと思つてゐる。

政治的になければならぬと思ふのであります。先ほどもあなたは、選挙を
終っておるのであるから、新たな構想
で行くんである、三十三年度に提出し
た法案を継続審議にしたところで、そ

うなことではなくて、大いに研究するのだ、こういうことをおっしゃった。私はその通りだと思うのでございます。従って、新しい選挙の公約もあり、

その公約によって片内閣というものか
このたびできたのでありますから、
そういう観点から、通常国会と今度の
国会との間には明確なる一線をやつぱ
り心の中でお引きになって、そうして

政局の処理に當つておられる。こうわれわれは理解しておるわけでありすが、さようなお考えはございますか。

○国務大臣(岸信介君) 栗山委員の御質問でありますが、ちよつと私十分に

思うのでありますが、もし私の答弁が、そういう意味において御趣旨に合っていないかったら、さらに御質問を願いたいと思います。

私自身、首班として政壇を担出し、

全責任を持って自由民主党の総裁として政治に当るといふ心がまえなり、決意なり、自分の考え方というものについては、根本的には変更、ごさいません。ただ、具体的には変更、ごさいません。いろいろ政策は変換する際、情勢や国内の情勢に対応して処理しなければならぬ。また、新政策を立てていかねばならぬものがある。ごさいません。それから、そういうことは私としては十分考へております。また、特に今申し上げますように、選挙において国民に公約をいたしましたのが党の公約の実現というものは、これは選挙後においては特にわれわれが重視しなければならぬことであつて、これをできるだけ早く具体化し、実現しなければならぬというために努力をし、また実現しようとしております。

○栗山良夫 大体それでよろしうございませう。(笑)

そこで問題になるのは、昨年、神武景気のもとに国際収支のバランスがぐずれまして、当時の岸総理はだいたいごうばいをせられたかどうか知りませんが、その対策に苦慮せられたようでありました。そして、その結果が今春開かれた通常国会に予算案となり、あるいは法案となつて提出をせられたわけでありませう。いわゆる縮小均衡であり、引き締め政策である。こういうふうにおやりになつて参つたわけでありませうが、今日においては、昨年昭和三十三年の予算案を構想をせられ、その編成をせられた当時と経済情勢が相当に激しく變つておると私どもは認識をいたしておりますが、総理大臣はさうにお考えになつておるかどうか。この点伺いたい。

○国務大臣(岸信介) 経済界の情勢は、言うまでもなくいろいろと變化をいたして参つておることは事実でございませう。ただその變化が非常に、今お言葉にもありましたように、非常に大きな變化があつたと見るか、そうでないか、これを見るかです。これは見方はいろいろあるかと思ひます。私自身としては、大体昨年の総合緊急対策をとつて昭和三十三年の予算を組みましたときにおきましては、この緊急対策に伴うところのいろいろと経済全般にわたる整理、調整、それは将来に向けての堅実な発展、成長の基礎としてそういうものを作る必要があると、従つては誠に戒めておらないといふ、そういう経済界の整理が一段落するならば、それを基盤に安定した成長率のもとに日本の経済を拡大していこうと、こういう考へで編成をし、また今日まで至つておるわけでありませう。そして、そういう意味において昨年来の経済界の變化を見ますと、多少私どもが予想したよりもいろいろなことがあつて、おくれた傾向はございませうけれども、大体私どもが予想しておつた経路をとつての變化がずつと行われてきておると、こういうふうに見えておるに、非常に大きな大変動がその間にあつたといふふうには実は見ておらないのでございませう。

○栗山良夫 いや私が申し上げるのには、昨年度はとにかく国際収支のバランスがぐずつてしまつた、このままで日本経済は危機に入る、こういう意味での意識的な財政政策というものをとおとりになつたと思ふのでありませう。ところが今日の段階においては、

国際収支のバランスはもう回復いたしました、そして、どなたに聞いてもこの黒字基調というものは大体安定をしたと、こういう工合におつしやつておるのでありまして、その意味では通常国会のときの御所論、それからその効果はあつたであらうと思ひます。あつて今日のような状態になつたのでありませうが、その効果を上げて、今日の状態になつたときの経済情勢とは相当な開きがある、こういう工合に私は見ておる。あなた方はどう發展しておる段階をもつて、そう大した變化がないとおつしやいますか、去年の秋と今日とを比べて見ましたならば、相当な變化がある。こういう工合に私は見えておる。あります、これはわれわれの見方が間違つておるのではありませんか。

○国務大臣(岸信介) 国際収支面に現れた事実は、今栗山委員のお話のように、昨年のわれわれが総合緊急対策をとりましたちやうど九月の終り——秋の初めごろの状況と、今日の状況と、国際収支が非常に改善されたという事実は確かにございませう。ただその国際的なそういう収支が悪化した原因がどこにあつたかといふことを掘り下げて見、また回復しておるところの事実がどういふことに基いておるかといふことを検討してみますと、私は今の日本の健全な基盤の上に日本経済の正常なる成長、發展を考へる上から申しますと、私どもが最初あつた政策をとるに至つたことが、ただ表面的に国際収支が赤字になつたから、それが黒字にさへなればそれでいいんだといふふうな簡単に実は考へてあつた政策をとつたわけではございませう。そういうところまで掘り下げ

て考へてみますと、私どものこの経済界の見方というものは、昨年よりもいろいろなことが改善されて、非常に状況が變つておると、こういうふうな即断することは適當ではなからう、こういうふうな思つておるわけでありませう。

○栗山良夫 かし、そうおつしやいますけれども、去年二回にわたつて行われました公定歩合の引き上げはすでに修正をせられて、過目二厘の引き下げが行われました。それから、景氣に対する刺激政策はとらぬとおつしやいます、しかしながら、現実にあな方は昭和三十三年の予算編成におきましては、七百萬の減税を行なつて、そして國民負担の軽減をはかるとおつしやいました。しかしこれは、私がこころをなやまして、それだけ有効なわけでありませう、それだけ有効な需要となつて活動をする面が相當あるといふことは認めなければならませう。そういう意味においては、一種の刺激政策であるといふことは、三木國務大臣もこの間はつきりと認められたのであります。公定歩合の引き上げと七百萬の減税というものは、これは景氣の刺激政策になりませう、こういうふうにはつきりおつしやつたのでありませう。そういう意味におきましては、絶対に刺激政策をとらぬといふ命題のもとにおやりになつた三十三年の通常国会の態度と、それから通常国会の終つてからおとりになつておる今の政策とが、これは違つておるといふことを見ましても、経済のやほり動きというものは相當に變つてきておる、こういう工合に考へてよろしいわ

けではございませうか。

○国務大臣(岸信介) 先ほど申し上げましたように、私どもはこの昨年の緊急対策をとりますときに、ただいたずらに緊縮であるとか、あるいはこの国際収支の黒字を形式的に回復すればそれでいいといふようなことを考へたわけでもありません、常に経済そのものが堅実なる基盤の上に日本の経済というものを成長させていかなければならぬ、拡大していかなければならぬ、拡大していかねばならぬ、こゝろをなやまして、これは私だれが考へましても結論的に間違いないと思ひます。ただその拡大や成長といふものが果して正常な、健全な基盤の上に、正常なる何として見るか、あるいは一時の投資ブームといふようなものに刺激されて、本来ある望ましい姿よりも過度の成長といふものを一時的にやるか、これがまあ景氣に対するいろいろな見方なり施策の問題だらうと思ふのであります。で、昨年のあつた事象が過度の投資ブームを中心として、……そうなりますと、経済界各般の思惑というふうなものも非常に活発に行われるようになりまして、ああいう事態が起きたことに対して、経済界を鎮静させて、そして健全なる歩みでもつて成長させていこうといふことを考へておるわけでありませう、決して緊縮といふえと何といひますか、縮小均衡を望んで、縮小均衡の方向に経済を持っていくといふことは考へるべきことじやないといふことは、言うを待たぬと思ふのでありませう。一時的にそういう現象が現われるかも知れませんけれども、それはまた決して不当な拡大がノーマルなものでないと同じように、一時的といふえと縮小均衡の

ような姿になるということも、私は日本経済からいって望ましい正常な姿ではないと思います。こういうことから、経済のこの政策をとる場合におきましては、基調として緊縮をいたしなくても、そんなら一切何ものでも、多少でも景気なり需要がふえるような政策は一切とらずにやるかといったら、私はそういう考えのものではないと思います。ただ、一昨年から昨年の初めに於けるような経済界の気分や、また過去においてわれわれが経験したところの一つの景気刺激の気分というものを、財界や政府がとるべきでないということは、これは去年の私どもの心持であり、それに基づいてやってきたのが今日までの政策でありまして、幸いに大部分が予定通り回復してきたとかいうような、あるいは金融事情もよほど正常化してきたというふうになれば、あるいは公定歩合の引き下げということも考えなければならぬでしょう。それからあるいは企業の整備やあるいは生産制限というようなものがある程度行われて、そうして健全な基礎になったとみれば、それを拡大するよくなことも考えていかなければならぬと思います。あるいは在庫が非常にふえるということになれば、一時のようには非常に多くなつて、それが市場を圧迫するという場合においては、在庫を減らしてこれを整理していかなければならぬけれども、それがある程度に達すれば、正常の状況として、それから堅実な基礎における成長を考へていかなければならぬというふうな、非常に経済の問題は、私が申し上げるまでもなく考へていかなければならないと思うのです。ただ、人々によつ

ていろいろ違いますのは、現在の段階を、それならもうそういう緊縮政策の効果は完全に上つたので、一つ政策を転換しろというような意見もいろいろの人の間には一部にあるように思ひます。しかし、私の考えでは、今の現状はちょうど私どもが昨年来考へてき、そして経済界また国民全体の協力を得てつとめてきたところの政策が、大体において方向としてはその線に乗つてきておるけれども、都はわれわれが予想したよりも時期的にずれて、おくれおくれのものもあるという現状であらうと思うのです。そういう際に、経済政策の基本を転換するというような考へ方は、私はまだ早きに失するものであつて、むしろいろいろなそれに伴うところの悪影響が予想されますが、根本的にいって、決してわれわれが縮小均衡をねらい、縮小均衡をもつてこれよしとするというようなことを考へておるわけでもないということを御了承願ひたいと思います。

○栗山良夫君　そこで私は、さらにこの法案の審議のために必要な問題については、御所管であられる大蔵大臣、高橋通産大臣、あるいは藤山外務大臣に後刻おいでを願ふことになつておりますから、お尋ねをしたいと思います。今この問題について二点重ねて伺つておきます。

それは、昭和三十四年の通常国会に七百億の減税を行うということは、これは今あなたがおっしゃつたように、経済の縮小は別に考へておるわけではない、こういうことをおっしゃいます。が、その裏返しで七百億の減税をやつて、これで国民所得の増加をはかり、経済の拡大をやるというお考へ

と私は考へますから、そういう大きな構想をもつておいでになるときでありますので、従つて、われわれとしては、この経済基盤の強化のための資金等は、この秋開かれる臨時国会において当然取りくずしをして、ただいま不況に悩んでおる経済界の振興のために使うべきではないか、こういうことを力説して参つておるのであります。が、まだ明確にそういうことを伺つていないのであります。御答弁をいただいておりますが、総理大臣として、この資金は絶対に、臨時国会中において取りくずしをするようなことは絶対にない、こういう場合にはつきり御答弁をいただくことができますか。あるいはまた、臨時国会中に事情によつては取りくずすことがあり得る、こういう場合に御答弁になりますか、いずれでありますか。

○国務大臣(岸信介君)　この経済基盤強化の資金につきましては、特にたな上げいたしました二百数十億のものというものは、その趣旨の説明に申し上げておりますように、将来経済界の事情が變つて、経済的措置を講ずることが必要であると見たときにおいては、補正予算を組んで、そうして使うのだ、それから基金の方の問題は、それぞれそのひもつきにおいて使用するのだということを、分けて申し上げておるのであります。その通りの趣旨のものでございまして、それが必ず臨時国会には来るとか、あるいは臨時国会はどんなことがあつてもそれはやらなかつたかというふうなことは言ふべきじゃない、本来の趣旨で作られておるその何で検討をし、将来の推移を見て判断をすべき問題であらう、かように思ひま

す。

○栗山良夫君　私は、一年も二年も先のことをお伺ひするなら大へん無理だと思ひますが、もうあと二カ月前に迫つておる臨時国会において、二百五十億ばかりの強化資金を取りくずすか取りくずさないか、これくらいのこと、いかにあなたが御答弁にそつがなといふ言へ、そういう意味のそつがなさでなくて、イエスカノーカでそののたないところを示してもらいたい。絶対に取りくずしをしないのか、するののか、することがあり得るのか、今の場合だったら、両方あります、このくらいそののたない答弁はないわけでありまして、そつがないというところは、逆にそつがあるわけでありまして、今のお話では、従つて、どちらかはつきり一つ御答弁願ひたい。

○国務大臣(岸信介君)　先ほど来しつば私お答え申し上げておる。実は正直に申しまして、研究の道程でございますから、これにイエスカノーカを、はかのただ幹事長か何かの何のようにな責任に言うわけに実は行きませんので、お許しを願ひたいと思ひます。

○栗山良夫君　これは幹事長はやつぱり格が一つ下なわけですね。(笑)言わぬとおっしゃるものを無理に言つていただくわけに参りませんが、そこで第二の問題として、午前中田畑商工委員長が佐藤大蔵大臣に質問をいたしましたときに、佐藤大蔵大臣は、私の聞く力がなかつたせいかしりませんが、非常に奇妙な答弁をせられたので、これについてもう一度、佐藤大蔵大臣に、また岸総理大臣にもお尋ねをいたしたいと思ひます。田畑商工委員長は、七百億の減税をやるとおっしゃる

が、最近の不況が相当に蔓延をしてきているので、国民所得の伸びはとまつておる。従つて七百億の減税というものは、一千億の自然増収ということが前提になつて構想せられておる。もし自然増収がなかつたときには一体どうするのだ、こういう質問でありました。そういったと、佐藤大蔵大臣は、一千億自然増収があるかないかといふことは、これはまだ計数を整理していないのでよくわからぬ、しかしながら選挙の公約は公約であるからして、精神的には誠心誠意実行をする、とおっしゃつたのであります。そういういたしますと、経済の動向とは無関係に選挙の公約というものは実行をするということでありまして、これでは、あなたがたが長い間唱へておられましたが、経済情勢にマッチしながら日本経済の正常な発展を進めていくという基本方針とは、およそ縁遠いものになるわけでありまして、従つて、もし自然増収一千億が望まれなくなつたときには、七百億の減税にあきらめられますか。あるいはこれを半減せられますか。あるいは相当な幅で減少せられますか。もしそういう事態になつたときでも、何らかの財源をもつて七百億の公約だけは実行せられますか。この点は重要なことでありますから、御所管に、御兄弟でありますから、仲よく御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君)　午前中の私の答弁について疑問があるということ、で、ただいま重ねてのお尋ねでございます。公約事項を実施いたします場合に、財源として考へますものが、前年度の剰余金もございまして、また来年

度の自然増収もございまして、また既定経費が削減可能かどうか、こういう三つのものが大きな財源として考えるものでございまして。そこで、前年度の剰余金はすでに、まだ確定ではございませんが、六百億ちよつと上回る数字が大体固まりつつございまして。そこで来年度の自然増収がどのくらいになるかということ、この見通しは先ほど来議論になっております、当面しておる経済の状況から見まして、あるいは国民経済の伸びという点で、幾分か数字に変化を来すかはわかりません。ただいまその点でどういふような見通しかということ、これは申し上げかねるということをおしえておるのでございまして。ある程度の自然増収のあることは、これはもちろんでございまして。私は、財政的に非常な不足を来すと、窮屈な思いをしなくても、大体公約事項の線は守れるのではないかと、かように考えております。しかし、ただ、ただいまのところ気持の上のものでありまして、数字を正確にたたいま申し上げるわけにいかない。いましばらく模様を見させていただきたい、かように考えるのであります。

○栗山良夫君 それから先ほど、経済の成長のために努力をしていきたいということを総理はおっしゃいました。このことは、やはり私がお聞きしました限りにおいては、どの関係も大体一致いたしております。で、問題は、経済の成長をさしていく上について、自民党とし、岸内閣として今まで強く打ち出されておりましたのは、輸出振興政策、これを強く取り上げておいでになります。従って、ただいまのような貿易界の実情、また相手国の実

情等を考えますという、口でいかに貿易振興を叫びましても、なかなか貿易を伸張させることは困難ではないか、現に三十一億五千万ドルの輸出目標が、二億五千万ドルくらい下っておりますことは、あなたも御承知の通りであります。そこでどういふ特効薬的な手をお打ちになるかということ、私どもの非常な関心事であります。しかし、遺憾ながらわれわれが今日まで耳にしておりますのは、貿易手形の優遇措置であるとか、あるいは貿易金融の若干の緩和であるとか、そういうような、いわば貿易に関する手続的なことで貿易の振興があたかもできるやのごときことをおっしゃっておるの

であります。さようなことでよろしいものでありましようか、まだほかに手がなければならぬ重要な問題があるのではありません。遺憾ながら、この点に関するとうとう、明確な答弁をいただいていないのであります。いかがなものでございませうか。

○國務大臣(岸信介君) 貿易の振興が日本経済に課せられておる最大の課題でございまして、しかもいろいろな事情が、これを容易ならしめるような環境にないということも、今栗山委員お話を通りでございまして。私どもこの三十三年度が始まりましてから二、三カ月の推移も見まして、今後の対策につきましまして、特に強力に行なつていかなければいかぬという考えのもとに、いろいろの施策を実は立てて参りたいと思ひます。具体的にどういふことが考えられるかという問題につきましまして、国内の問題、国内でやらなければならぬ問題、それから国際的にやらなければならぬ問題、また特殊の国と

の間に考えていかなければならない問題、いろいろな問題が私はあると思ひます。

国内の問題から申しますと、今おあげになりましたように、輸出金融に関する手形の優遇や、あるいはその他金融の緩和ということも必要でありましようし、また生産部面に、日本のなには御承知の通り中小企業の輸出が非常に多いわけでありまして、これらのものの過当競争や、あるいは外国商社等によるところの買いたたき、あるいは日本商社もそういうなことがあるましよう。そういうことが、過当に競争してかえつて市場を害しているような実情も御承知の通り少くないと思ひます。これらのものに対する対策を講ずることは必要でありますし、また国際的に見ますと、この国々との間に貿易協定等がまだ十分にできておらない主要国もございまして。現に昨年夏結ばれて、効力を発生しました豪州との関係は、貿易協定ができましたから、豪州との貿易が非常に順調に伸びてきておるような傾向にござい

ます。これらを考へてみましても、やはり経済外交でそれぞれの国々との間に協定——もしくはその協定がうまくないものは修正していくというふうな工合に考へていかなければならぬ。また一般に、日本商品に対する宣伝啓蒙といひますか、いわゆる宣伝活動が、市場拡張のやり方がまだ十分でない点が非常に多いと思ひます。これらの点をどういふふうに強化していくかという具体的な問題も考へていかなければならぬ、また国々との関係から申しますと、たとえばアメリカにおけるこの輸出入のアンバランスに対して、日

本商品をどういふふうに出していくか、これを拡張していくかという問題は、アメリカとの間にさらに一そうあれを考へる必要があるし、また購買力がないといひますか、支払い能力のない地域、東南アジアその他の地域において、円クレジットやあるいは延べ払いとかいうような方式によつて、これらとの間の貿易を伸張していくというふうな問題も考へなければならぬと思ひます。

要するに、あらゆる面からの政策を総合して、輸出の振興についてのなにを画期的に私は強化したい、かように考へておるわけで、今御審議を願つておる中にもあります。いわゆるジェトロの問題なんかも、大いにジェトロの活動によつて、アメリカ市場の状況を改善していきたいという意図を持つていゝ一つの現われであります。が、あらゆる面から考へていきた、こういう考へを持っております。

○栗山良夫君 私のお尋ねしておるのは、貿易振興について今おっしゃつたようなことも有益なことでありまして、やらないければならぬことは当然だと思ひますが、私が見る目におきましては、アメリカにおいても、あるいは最近問題になつておる中共貿易にいたしましても、あるいは東南アジアの貿易にいたしましても、まあ全体的な不況という問題ももちろんありますが、このほかに、やはり輸出を非常に困難ならしめておるところの、各国それぞれ違ひはありますが、背景というものがあつて、その背景というものがあつて、強力なる経済外交をもつてこれを切り開いていかなければ、とうてい問題にならないのではないかと、

そういうことについて、熱意ある御所信というものは、どなたからも承われない。ここに私は、口に輸出振興を唱えても、なかなかさういふお考へでは、ほんとうの意味の輸出振興というものを実を結ばないのではないかと、こういうことを心配しておるのであります。一、二の例をあげますと、アメリカにいたしまして、大体昨年の通関実績でいいますと、対米輸出は五億九千万ドル余、輸入は十六億一千万ドル余であります。従つて日本は、輸入超過約三億くらゐになつております。これはどままでに対米貿易につきましては、日本は尽しておるにかかわらず、アメリカの最近の動きはどうかと申しますと、ことしの四月ごろまではアメリカの関税委員会を動かしまして、関税の引き上げ等によつて日本商品のボイコットをやるといふような動きがずっと続いて参りましたが、最近になつて、個別に日本の商品をボイコットするやうな法案を作り上げて、そして日本の商品を締め出そうと、こういう動きが顕著になつております。たとえばマグロのカン詰なんかすれば、今まで一二・五%の税金でありましたのを、一挙に三五%に上げるとか、合板でありますと、昨年の実績は、アメリカの全消費量の六〇%まで出ましたものを、法律によつて一五%に抑える、こういうやうな非常に極端なことを、今やろうとしておるのであります。従つて、こういうやうなアメリカの態度が続く限りは、今あなたがおっしゃつたやうなことは、いかに努力をしていきましたところで、対米輸出貿易という

ものは、伸張しないのです。従つてこの点は、強力なる日本の外交と経済力を使つて、アメリカの蒙を開いて、そして輸出の伸張に努力願うと、そういうことに對する熱意というものは、一向に皆さんからお聞きすることはできません。

それから中共貿易にしてもそうでありました。たとえば、中共貿易については、過日の四次協定のごたごたがありましたが、政府は静観態度をとり、そして相互の誤解を解くとおっしゃる。しかし誤解とは一体どういうことか、誤解を生じたことは残念だとおっしゃいますが、中共側から言わせれば、あなた岸総理大臣の反動性がよくない。またあなたが軍国主義を復活するよう動きをするから好ましくありません。従つてそういうものを、現実になたが身をもつて、そうでないんだということを実証される以外に道はないのであります。静観方針では、決してこれは誤解は解けないのであります。従つていかなる態度をもつて、積極的に誤解を解こうとするのか、これを私は伺いたいと思うのであります。たとえば、けさの新聞を見て驚いたのであります。アメリカの韓国に駐留するデッカー米第八軍連軍司令官は、「米軍の韓国駐留は今後十年間にわたるだろう。」「韓国でもし局部的な戦争が再発し、米軍がこれに引き込まれるような場合には米軍は原子戦を行つても構はない。」「こう発表したというのであります。もしこういうようなことが事実であるとすれば、行政協定と安全保障条約によつて縛られておる日本といつたしましては、あなたがいかにか國會でどういふ答弁をされよう

も、日本あるいは沖繩が原子基地になつて、そして中共なり北朝鮮の攻撃のバックグラウンドになる。こういうおそれも、中共が持つことは、これは当然かと思つてあります。従つてあなたとされましては、午前中もどなたかの質問にございましたが、とにかく中共を敵視しないんだと、そういうことを明確に、これは具体的な態度をもつて積極的に誤解を解くと、こういうことではなければならぬと思つて。静観態度は絶対にいけない。南方の華僑が北京へ集まりまして、そして南方における日本の商品のポイコット運動をやろうということを決定したということを知り、新聞は報じておりますが、これは容易ならぬことであります。従つて、ほんとうに貿易の振興をやろうと思ひになりましますならば、相手の国々が考へておられまするいろいろな問題について、一段と高い視野から、積極的なや

はり処理を推進せられるということが必要ではないかと思ひます。この点について、非常に岸内閣は欠けるところがあると私は極言しなければならぬ。氣持であるのでございます。この点について明確な御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(岸信介君) 私が先ほど、貿易振興について、国々の事情に對する方策をとらなければいけない、また経済外交を大いに推進したい、またあらゆる機能を総合的にやりたいといふことを申し上げましたことは、それぞれの国々の事情からみまして、その必要を痛感するのであります。アメリカに對して、アメリカの私はアンパラスを是正する、特に最近起つておりますいろいろな日本商品に對する制限

や、あるいは関税の引き上げというやうな問題に關しまして、それぞれの事情を十分に調査して、これに對する對策も政府としてはとつてきております。一、二例を申し上げますと、すでに一昨年来ありました日本の繊維製品に對する制限措置等、もしくはこれが輸入禁止をするとかいうやうな動きに對しまして、十分に向うの業者とも話し合ひをして、そしてこれが日本側においての自衛措置によつて、その後この繊維の輸出が順調にいつてゐる事情であるとか、あるいはこの春、日本から出るところのこれは食卓の食器金物に對する税金をかけるというやうな問題に關しまして、いろいろ向うと話し合つて、この措置をやめるかわりに、日本側としても、輸出を一つの秩序化していくといふやうな措置をとることによつて、これが市場を確保していく。

また、一体日本のそういうふうな問題が起つてくる場合において、アメリカ側の事情を見ますと、アメリカ側の日本商品の輸入によつて非常に急激な影響をこうむるところの数社、もしくははなはだしいに至つては、一社等が、國會に運動して、ああいうなことをやつてゐるやうな実情もあるものであります。これらの事情に對しては、十分に議會側にも事情を了解のいふやうに説明もし、もしくはそれらの意見、協力を求めるやうな方法をとらなければならぬ。また同時にアメリカとの關係においては、非常にたくさん輸入をしてゐるのですから、たとえば一つは強力な石油關係の輸入業者であるとかいうやうな人々は、むしろそういうことをして、日米の間をそこ

なうことは、先生たちの實際上のこれは經營の上からいひ、また経済的事情からいひても望ましくないといふやうな關係で、そういう人々のアメリカにおける協力も得るといふやうな点における従来の日本の活動といふものは、十分でなかつた点があると思つております。

な根本的にいへば、言うまでもなく、日米の根本的な友好關係や、理解の上に立つてゐるところの協力關係といふものが、そういうことによつて、非常に国民的な感情の上からいつて妨げられるといふ大きな政治的な理由等についても、これは実は御承知の通り、ワシントン政府は、その点については、従来そういう問題に關しては、相當日本に對して好意ある、理解のある態度をとつております。ただ州の關係であるとか、いろいろ國會關係等におけるところの、日本の理解を求め、協力を求める努力が十分でなかつたように思ふのです。そういうふうな点において十分に努力をして、そして日本品のアメリカにおける市場におけるところの不当なる圧迫を受けないやうにして、そして日本の輸出を伸ばしていくといふことに關して、お説の通りさらに一その協力なり、活動を必要とすると思つてあります。

十分に理解してもらつて、そして兩國の發展のために、貿易の關係であるとか、文化の關係であるとか、その他の關係において、私は友好關係が保つていかれるといふことを、ほんとうに心から願つてゐるわけでありまして。しかし、われわれのいろいろ接しますところの情報その他によりまして、いろいろの情勢の状況といふものも、いろいろ変化もあるやうであります。しかし現在の状況においては、私は決して静観して、自然に解決するのを待つなといふ消極的な意味ではございせんけれども、今日の状況において、私に對する誤解、岸内閣に對する誤解といふものを積極的に解く方法は、それじやどういふ方法があるのだと申しますと、私自身が決してそれを、今非難されてゐるやうな敵意を持つとか、非友好的な考えを毛頭持つものではないといふ考え方で一貫してきてゐるわけであり

ますから、今日のところでは、私は静観をしてゐるということが、問題を解決するのには、理解を深める上から言つて、いい方法である。むしろなまじつかいりいふことをすることは、かえつて私は今日の段階においては、兩國の私どもが期待しておるやうな友好關係を回復する面からも望ましくないといふのが私の考えでございます。決して消極的、ただ何もしないのだ、それが静観だといふ意味ではないことを御了承願ひたい。

○栗山良夫君 私は對米貿易の振興については、一つ希望を申し上げておきます。それは、昨年九月下旬であつたと思ひますが、ニューヨークへ藤山外相が行かれましたときに、日米協會、ロッ

クフエラー氏の主催で歓迎会がありまして、私もその席上へたまたま列したのでありますが、そのときに藤山外相は、われわれが聞いておる限りにおいては、非常なつまらない演説をされた。簡単に一言で申しますと、要するにアメリカは輸入をしてもアメリカの経済力に對してはたえないような品物で、しかも日本の中小工業者には死命を制するような重要な輸物、これについて現在のようなアメリカの日本商品排撃のような運動が続く限りは、日米関係の将来に暗い影を深めていくことになる。従つて、アメリカの識者の皆さん方はよくこの点を理解して善処せられたい、こういう意味の演説でありました。そういう非常なつまらない演説でありましたが、演説を終つたときの拍手はばらばらとしか出ませんでした。これがそのときの空気を私は示しておると思います。ニューヨークにおける銀行団その他有力者がたくさん来ておられたが、そういうことでありまして、しかし、そこであえてそういう正直な演説をしたというので評判はよかつたようであります。ナショナル・バンクの支配人の前に私はおりましたが、盛んにそう言つておりました。

しかし、やはり岸内閣としては、決意をきめて堂々とやつぱりアメリカに當るといふことでなければならぬと思ひます。この点はあまり如才ない方法にはよくないと思つてあります。よろしく強い態度で臨んでもらいたいといふことであります。われわれはアメリカにはそう借りばかりではありませぬ。相当な貸しがあるはずであります。従つてよくその点を理解されて、

強い態度で臨んでもらいたい。

それから中共の問題につきましては、静観することが何より誤解を解く方法であるとおっしゃいましたが、私はそうではなくて、岸総理大臣御自身が御自身が行かなくてはならぬ、岸総理大臣の特使を北京に派遣して、そうしてみずから積極的に誤解を解くくらいに私は熱意がなければならぬと思ひます。が、そういうことについては、やはり全然考えはございませんか。

私は、アメリカに最近藤山外相が行かれるというところでありますが、アメリカとの親善を深める意味においては、そういう積極的な熱意をお示しになつておられますが、それも私は自民党の立場、岸内閣の立場からいへば、無意味であるとは申しません。しかし、一方今非常に國民が期待しておる第四次日中貿易協定も御破算になり、鉄鋼協定も御破算になる。そうして、私が申し上げますと御信用なさらないかも知れませんが、事中共貿易に關する限りは、自民党なり、あるいは岸内閣のやり方について、日本國民の間においても相當の批判が出ております。従つてそういうことを率直に御理解になつて、岸内閣の御自身、あるいは代表者を派遣して、そうして向うの責任者と會議の上、積極的に誤解を解く、こういうようなことをされるのが、この際一番いいのではないかと。國民感情から申しましても、アメリカとの貿易はだんだん減つてくる。台湾と天びんにかけて中共の貿易がなくなつてくるということでは、これはなかなか済まない問題があります。その点をよくお含みの上、御答弁を賜りたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 御意見は御意見として承りますが、私自身は先ほどお答え申し上げましたように、現在今御提案になつたようなことを行う考へは持つておりませんし、またそれは適當でない、かように考へております。

○平林剛君 私は総理大臣がこの委員會においでになつた趣旨に基いて、三三お尋ねをいたしたいと思つたのであります。一つは、先ほど栗山委員の質問に對して、九月の中旬ごろ臨時國會を召集したい、会期の点について、あるいはその議會に提案をなさる大體の構想についてもお話ございました。そこで、先ほど米無責任な幹事長がいたり、どうも總理の、あるいは總裁としての統制以外の發言を自由になさつてゐるので、私は總理大臣に對して疑問を持つてはありませぬけれども、きょうあなたがそういう希望を持つておるといふお話は、これは總裁としての所信であるか、それとも總理大臣としての閣議において各閣僚にもその構想をお話になり、閣僚各閣僚もその方針を大體了承して、それぞれ臨時國會に提出する法案の準備を進めてゐるのであるか、どちらであるかといふことをはっきりしておいていただきたいのであります。多分私は、この委員會におきまして、単に總裁個人の御意見、所信というよりは、やはり閣議に於いても大體あなたの統制のもとに今後の政策、方針が進められるものと信ずるのでありますけれども、念のためその点を明らかにしておいていただきたいのであります。

○國務大臣(岸信介君) 先ほど私が申し上げました、臨時國會を大體こういうような時期に開きたいといふことを申し上げましたことは、私一個の考へであると同時に、これは内閣にも、閣僚にもそういう意味において準備を命じておりますし、また黨も大體そういう考へのもとに、すべての準備を進めておると、先ほど栗山委員にお答え申し上げた通りであります。單純に私がこゝで思ひつきを申し上げておるわけではございませんで、黨並びに内閣ともにその方針で準備を進めておる、かように御理解をいただいてよいと思ひます。

○平林剛君 ただいまの御發言で、これは閣議においても總理の方針が述べられて、閣僚各閣僚もこれを承の上諸般の準備を進めておる、こゝう理解をいたしました。

佐藤大藏大臣、またあとで、今までのあなたの發言と少し違つておりますから、その問題については別に追及はいたしませんけれども、あなたは今まで大藏委員會においては、臨時國會を開催する話はまだ聞いていたこともないこと、正式にそういう話もないこと、たまたま二人おいでになつたところで、その食い違いがはつきりしたわけですか。しかし、これは小さな問題でありますから、それ以上申し上げようと思ひません。

それで次にお尋ねをいたしますが、先ほどの栗山委員の質問に、あなたは臨時國會では施政方針のようなものを述べ、これは特別國會におきまして、本米は總選挙があつたあとの第二次岸内閣として當然選挙後の情勢に對照して、政府の方針を明らかにすべきであつたのであります。しかし、こ

れは遺憾ながら所信の表明程度で済まされましたが、次に行われる臨時國會においては、當然施政方針も行われることは私は當りまゝのことだから、その答弁も胸に落ちたわけでありませぬ。

ただその際に、あなたが同時にこの臨時國會では、三十四年度の予算の編成方針の構想を明らかにしなければならぬと思つて、こゝうお答えになりましたことは、きわめて重大だと思ひます。なぜかと云へば、三十三年度の予算を立ててからわずか半年の間、九月の中旬以降ということでありませぬから、まだ三十三年度の予算が編成されてから半年の間に、次の予算の編成方針の構想を明らかにしなければならぬといふのは、まあ異例のことでありませぬ。かなり早目に來年度の予算編成方針を明らかにするということをお示しになつたものと思ひます。しかし、この理由について、總理大臣はただ來年は參議院の選挙もあることだから、早目に十分に審議をするためにこゝう仕事をし、準備をするのだ、こゝういふお話があつたのであります。しかし私は一國の總理大臣として、これはなかなか受けとがたいのであります。參議院の選挙が來年あるから、それで早目にこの予算の編成方針を明らかにする、あるいはその他の法律の準備も早目にしよといふことは、あらかじめ來年の參議院の選挙の体制を十分とるためだ、こゝういふ誤解にとられがちである。岸総理大臣が自由民主黨の總裁として、社會黨に對決をするために十分の期間をとるといふことは、まことに積極的な考へがあつて、けつこくでありますけれども、私はそれだけに理解をすることは、總理の發言として

適當ではない。そこでこのように早目に三十四年度の予算の編成方針の構想を明らかにしなければならぬということとは、それ相応の理由がなければならぬ、これは私も今日まで当面の経済情勢を分析して参りまして、どうしてこの次の手を打たなければならぬというのを力説してきておったのであります。あたかもそれにこたえるのか、ごとき方針と準備であると理解をする方が、筋は通るものだと私は理解をするものであります。そこで、先ほどお話をございましたように、ただ台風がくるからその準備もしなければならぬとか、あるいは参議院の選挙があるから、早目にそういう予算の編成方針の構想を明らかにしなければならぬ、それだけの理由でお考えになつてゐるのか。それとも私は今までのいろいろな審議の過程から見ても、当然ここでは経済政策についての重大な変化、あるいは重大なことも、当初お考えになつていた経済情勢と若干見通しが狂つたのでありますから、それを手直しするための政策が提案される、こういう理解をする方が筋が通るのじやないか、こう思うのであります、もう一つその点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介) 私がお答え申し上げましたことが、何か参議院の選挙と本質的な関係があるように御理解のようであります、そういう意味で私申し上げたのはなかつたのであります。予算の方針につきましては、御承知の通り大體従来の例を申しますと、各省から大蔵省への要求を出しますのが八月末までに出すということになつております。すなわち、もう年度

が新たになりますという、私も役人をしておつたのであります、すぐ翌年の予算のいろいろな事項の研究にかかるといふような状況でございまして、八月末に出すわけでございまして、そこで昨年は予算編成方針については九月の中ごろだったかと思ひますが、昨年は決定してこれを発表いたしましたのであります。従つて三十四年度の予算編成方針を、臨時国会が先ほど言つたような時期に開かれるとすると、大體そのときにこの国会を通じて明らかにするつもりだということをお申し上げしたことは、非常に異例だということでは實はないのでございます。ただ臨時国会をなぜ開くのだという問題に關連いたしましては、先ほど来栗山委員にお答え申し上げましたように、その一つの理由としたしまして、参議院の選挙が来年行われる、選挙対策という意味じゃございせん、實際上のわれわれの経験から見まして、選挙がありまう前日まででも御審議を願うというようなことは、實際上不可能である、たしかこれは任期がきますのは五月の初めじやないかと思ひます。そうしますと、いゝわゆる三月一ぱいで来年度の総予算が成立しなければならぬところでありまして、その辺がもう山で、せいぜい山で、實際上、国会対策上できないのが実情でございまして。そういうことをなお押し切つて御審議を願うというふうなことを要求すること自体が、實際の人情に反しておるといふ実情を考慮しまして、そうなれば大なる問題であつて、その御審議の便宜の上からいつても、臨時国会で御審議を願うことが適當だと思ふものは出ず

ということをお申し上げたわけでありまして、予算編成の方針につきましては、今申し上げましたような立場から考えまして、なお私はちよつと余談になるかもしれませんが、従来予算編成のやり方に見ますと、各省が出しますのが八月末ですから、純事務的なものが出されて、それを合計しますという、膨大な二兆以上にもなる非常識のような数字が実は出るのが従来の例であります。従つて、それを査定するということも、ずいぶんこれは大なたを振つた査定が行われ、その間における考え方からいふと、ずいぶん大なたがあると思ふ。そうじゃなくて、予算編成方針というものに基いて、相当各省とも責任を持つて大蔵省に要求し、大蔵省としてもそういう見地からこれを査定していくというふうなことが行われることが、予算編成の事務的に考えましても適當であり、また政党内閣の本質からいふと、政党内閣の政策等をこれに盛り込むことは、これは当然のことでございますから、そういうことを考へて、予算編成方針だけ明らかにするつもりだということをお申し上げたわけでございまして、その御了承願ひます。

○平林剛君 ただいまの二つの説明は、私はそれに対して特段の異存があるわけではないのです。あなたのお話のように、實際上の問題として十分考へられるし、特に後段のお話のときは、そういうやり方が望ましいので、私もそれに異存を申し上げてゐるのではありません。ただ今日の経済情勢については、今日まで各委員会を通じて論争して参りましたけれども、どつちみち何らかの手を打たなければならぬのじやないか、社会党の立場からいへば不況対策だが、自由民主党政府の従来の主張からいへば経済の正常化であらうと思ふ。とにかく今日の不況のままで置いておくわけにいかないから、何か手を打たなければならぬのじやないか、たまたまそこに臨時国会の召集が社会党の要求のないうちから早目に打ち出された。すなわち今日までの経済論争における社会党側の主張を暗々のうちに認めて、今の二つの正当な理由もあることだから、ここで早目に予算の編成方針の構想を明らかにして、経済政策上失敗のないようにしたらどうだろう、悪い言葉でいふと、ここに逃げ道を作つておく都合がよい、こういうことでやられたのではないかと、いうことを、私は指摘をいたしたのであります。そこでそういうことではないというならば、引き続きお尋ねをいたしますけれども、本年度の予算編成の方針を見ますと、ことしの経済目標は、政府は国際収支においては約一億五千万ドルの受け取り超過の確保を期する、これが一つである。第二には、實質的に三〇程度の経済成長の実現をはかる。第三には、このために輸出目標を三十一億五千万ドルにする、これがことしの経済目標として政府がしばしば御説明になつてきたところでありまして、ところがこの構想は、きょうはここの問題についてこまかくあなたと資料に基いて議論する時間がございますけれども、大まかにいって、われわれはこの構想はすでにくずれてしまつてゐるという判断を持つてゐるのであり

ます。さればこそ、最近の政府の諸般の準備の中に、今まではさらによりをかけて輸出振興政策をやり直しをしなければならぬ、こういう段階が、すでに当初の構想がくずれたことを私は示しておるものだと思う。同時に、今度の臨時国会に、政府が選挙のときに公約をしたいろいろな法律を準備をする、こういうことでもあります、先ほど栗山委員が指摘しましたように、これらの公約の中には、政府の経済的な目標が達成せられない限り、やすやすと提案をすることが困難なものがあつて、国民年金制度にしても、あるいは減税にいたしても、従来政府が予想しておつたような経済の伸張力がないという、約束した通りの政策を実行に移すことは困難である。そうすると、それをやるためにはどうして現在の経済情勢については、なるべく拡大する方向に持つていかなければならぬ、少くとも当初予算を組んだ程度の拡大の方向に持つていかなければならぬ。これも現在私どもの分析したところによると、どうも経済の拡大がない限り、自民党の選挙公約の法律案は出せまい。ところが出すというのだから、その前提として何か経済の政策に転換をするようなものがなければ、どうもあなたのお話の首尾一貫してこないのである。あなたの頭では首尾一貫しておるかもしれせんが、私にはどうも首尾一貫してゐない、私に思われるわけでありまして、そこで、もしそうだとするならば、今度の臨時国会はどうしても補正予算を組むか、あるいは何かの財政措置をとるか、そういうものをとらなければいけないように思ふ。ところがそれをお尋

策が水久的なる一つの自民党としての考
え方でないことは言うを待たないので
あります。しかし、それを今私が申し
上げましたような健全な基盤の上に安
定した成長を、日本経済の成長をはかっ
ていくというためには、私どもはなお今
回の特別国会におきましても、御要求が
あったような補正予算を組むことは適
当でないという見地から、これをお断
りをしてきておるわけであります。今

は、ここで打開をすることは困難である。そこで従つて国内の需要強化、あるいは現在の不況の長期化に伴う手は当然打たなければならぬのではないかと、という考えを持つものであります。しかしこの点については、これ以上追及はいたしませんが、ただ私は総理大臣に一言だけ申し上げておきたいのであります。それは議会中心主義という考え方からいきまして、私が社

ちながら、議会の論争を通じては、まいな態度で逃げ切つて、これがそのない総理大臣であり、国会もこれで乗り切つたということにして、議会在終ると、次の新しい政策を今度は君子豹変してぶつ、こういうことは私は議會輕視というような風潮にもなりかねないのじゃないか。従つて今日まで、私どもいろいろな角度から議論をしたのでありますから、もし国会が終つて

ようなことは、私は国会政治の、民主政治の上からいってとるべきものじゃない、現在私は国会が済んで一週間や十日やあるいは半月というようなごく短い期間に、私どもここで申し上げているような意見を変えるようなことは、私は、私は毛頭そんなことは考えておりません。それは、あるいはそれならば、いかに将来のことであろうとも、そういう目先にすでに変えなければなら

に、ここで申し上げていることを一週間に十日で約変するというようなことは、実は考えておるわけではございません。

○委員長(前田久吉君) ちよつと申し上げます。総理は四時半にぜひ御用事があるようでありますので、それまでに質問を終らせたいと思います。

○大矢正君 最初の約束が二時間の時間の制限を受けましたので、私はごく

思つて催促をしておるのであります
が、準備ができませんでしたに、そうい

ありまして、今日までの大藏大臣との話し合いでは、意見は一致いたしませ

に答えて、私はおそらく特に安保条約や行政協定に関係をしていたと思ひま

シアを訪問した際に、中南米にも移民の関係、その他従来から招聘もありま

すので、できれば日にちができたならば、中南米をべんたずねて、そうして邦人の移民を慰問し、それらの国々との友好関係を深めていきたいという希望は持つております。それをいつの時期にするかというようなことは、実は私まだ具体的に考えておるのではございませぬ。アメリカ訪問のこととも従って自身としては具体的に考えておるわけではございませぬ。今のところ藤山外務大臣が国連の総会に参りますので、それと関連してワシントン政府と話し合ひをするという事は具体的に考えておりますが、それ以外のことは一切まだ考えておりません。

○八木幸吉君 総理にお伺いいたします。私の伺いたいのは共産圏の経済攻勢に対する自由陣営の結束といったような意味合いのことです。

先ほどから日中貿易の問題が非常に論議の中心になっておりますが、中共相手の貿易もさることながら、私は中共を初め共産圏の東南アジアその他に對する経済的攻勢というものは、わが国の輸出市場、もっと大きく言へば、自由陣営の結束の上において相当大きな意義を持つてゐるのではないかと、かように実は考えておるわけでありませぬ。従つてそれに対する対策が必要であると思つておりますが、今承つておられます、総理はまだ訪米のこととはきめておらないというふうなお話なんです、藤山外務大臣は今朝のお話ではアメリカへ行かれる。そこで総理から特にこの機会に、私は総理が直接おいでになるということが非常に望ましいと、こう考えておりますけれども、おいでになりましたときに、

たとえば大統領の特別基金や、開發借款基金あるいはまた國際通貨基金とか、世界銀行の貸し出しの残りといったようなものを、アメリカがこれを放出するということをお日本から積極的に話し込むのはいんじやないか、世界の不況を回復するためにアメリカがただ自分の國のためだけではなしに、世界全体のためにもつと積極的に努力する必要がある。この間マクミランとアイクとが会談しましたのも、單に軍事的の相互共存だけではないに、経済的の相互共存をやるといふことが、やがては自由陣営のために必要だといふ非常に高い見地で会談が行われてゐると思つてゐます。そこで日本とアメリカとの關係におきましても、外務大臣がおいでになる。あるいは進んで総理みずからおいでになつて、こういふたような高い意味での協力をして、そうして米國の對日輸入制限問題を解決するのみならず、積極的にこの外貨借款を求めて、これを裏づけとして後進諸國にあるいは延べ払い輸出を認めるとか、あるいは円クレジットを設定するとかいふたようなことに、重点的に日本を通じてアメリカの資本をこういふ高い意味で使うという点を一つ努力をしていただきたいと思つてゐますが、この構想について総理はいかようにお考えですか。

○國務大臣(岸信介君) 最近共産諸國、ソ連、中共等のこの経済的攻勢が相當活発にいゝゆる後進國に對して行われてゐるという事実は相當顯著なものがございませぬ。ことに東南アジア諸國域における中共製品が非常にたくさん出てゐて、日本製品が販路に非常な支障がある、あるいは東南アジア諸國に對して非常に有利な借款がソ連等から与

えられてゐるというふうな事実がございませぬ。と同時に、ドル資金の偏在といふものも、非常にアメリカ及び西獨等に偏在をしてゐて、自由主義全体のものに對しては、資金が、外貨が非常に足りないという状況であります。

従つてこの地域の民生を高めたり、あるいは經濟を安定する意味合いから言つても、非常に外國の商品を買いたければ、支拂い能力がないといふようなことのために、この世界的不況が強まつてゐるという状況も現在あると思つてゐます。これに對する対策としてアメリカがいろいろの意味で、積極的にこれからの事態を解決するための努力をすべきであり、またさすべきであるといふことは、私は現在の國際情勢から言つて、正しい見解であらうと思つてゐます。それに対して、日本としても、積極的に努力をしていくといふことは、後進地域の開發、その民生の向上やあるいは經濟基礎の確立による購買力の増加は、日本經濟自身も輸出増進等のことを行なつていくのに都合のいいことである。いづれにしても、世界的不況をある程度打開する道にな

る。これはぜひ考へていきたいことであり、アメリカと特にそういう点について十分に一つ話し合ふことは私は必要である、かように思つております。

○八木幸吉君 中共が借款を後進國に与えるといふことについて、これは政治的の非常な意圖があるための政治借款であるといふふうな考え方があります。もう一つ中共の輸出は工業を建設をするために外貨が非常に不足してゐるんだ、であるから何でもかんでも値段を安く売つて外貨を獲得するためにやつてゐるのだといふ二つの見方がある

りますが、総理はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(岸信介君) なかなか共産國における実情につきましても、われわれもできるだけ正確なるこの事態の認識をつかむために努力はいたしておりますけれども、十分な情報や、正確な事情等にわづかぬる点が少くないのであります。今日の状況で中共の商品が非常に多量に東南アジアの方面に出ている、また相當な有利な条件で延べ払いや、あるいはクレジット等の設定が行われてゐるというふうなことが、今おあげになりました理由の理由であるか、またそのほかにあるいは現にそういう安く売れるだけの工業力が中共にはでき上りつゝあるものであつて、従つてコストを決して割つてゐるものではないといふふうな議論もございませぬが、それらのことについては、まだ私もどうだといふ確信を持つて判斷を下すだけの正確なる資料や実情をつかみ得ないことは非常に残念に思つてゐるけれども、まだそういう論断を下し得ないわけでありませぬ。

○八木幸吉君 独禁法の改正を指示なされたということが新聞に出ておりますが、輸出カルテル等を輸出振興の見地から必要であるといふたような意味があると思つてゐますが、どういふふうな考えでございませぬか。

○國務大臣(岸信介君) これは、実は昨年の暮に中山伊知郎君を委員長とした独禁法の改正についての研究調査をさせまして、その答申が出ております。それを中心に、當局に研究させておりますが、実はこの輸出増進の振興の上から言いますと、輸出業者等があるいは輸出に關連する生産業者等

が、過當な競争をしてかえつて値段を切りくずし、そのために市場が荒される、輸出が阻害されておるといふ実情がございませぬので、一種のカルテルもしくはそういうふうな形のものを輸出については考へる必要があるといふことは、これは私も考へておる、また財界その他におきましてもそういう意見はあるのであります。しかし同時に、それが内地商品なり——輸出商品と申しましても、やはりあるものは輸出だけに限るわけにもいきませぬし、輸出商品の値段がでますといふと、やっぱり内地商品の値段はある程度なにしてゐるし、輸出商品が下るといふ内地商品もやっぱり下ると、生糸なんかの例もそうですが、そういう一方の例もございませぬから、そういう一方においては中小企業やあるいは一般大衆の消費部面に及ぼす影響を考へなければならぬ問題がございまして、今慎重に研究してございまして、結論としてはまだ申し上げる段階にございませぬ。

○八木幸吉君 お急ぎのようでありませぬから、自余の問題は外相、蔵相に伺うとして、最後にもう一点だけ伺いたい。それはほかでもございませぬが、先般ハンガリーの元首相のナジの処刑の問題が非常に世界の輿論を刺激いたしました、ソ連の実態を見せつけられたように実は考へるのであります。この問題について総理はどのような御感想を持つていらつしやいますか、この機会に承つておきたいと思つてゐます。

○國務大臣(岸信介君) ハンガリーのナジ首相の処刑は、自由を愛する國々の人々の間に相當な衝動を与へたものだと思います。詳しいその事情はもち

ろん私どもにはわからぬところがござ
いますけれども、しかしハンガリーの
昨年来行われたところの、ソ連及び共
産圏の間に行われた強圧手段とい
うものは、われわれ自由主義の立場を
堅持し、民主主義の立場を堅持して
いる人々から言ふと、非常に理解に苦しむ
ところが多いのであります。私は今ま
で新聞等に報せられておるような事情
からいたしますと、ナジ首相の
あつた処刑、しかもその裁判が公開
されずして行われたというふうな裁判
手続等を考へてみますと、やはり今
のわれわれが望んでおる自由、
文化という面から見ると、はなはだ遺
憾なことである、こういうふうな考へ
ます。

○八木幸吉 ありがとうございます
○委員長(前田久吉君) 総理に時間が
来ておりますので、簡単に一つお願い
いたします。

○岩間正男君 時間がないようですか
ら、簡単に二、三の点をお伺いいたし
ます。

第一に、これは午前中の委員会でも
問題になったのですが、けさほどの朝
日新聞を見ますと、中国では東
南アジアにおけるその中国の華僑の商
社に命じて日本商品のポイコットをや
るべきだというふうなことが非常に問
題になっている。これについて一体首
相はどういうふうな考へられるか、ま
ずこの点から伺いたい。

○國務大臣(岸信介君) 私は中共に対
して敵意を持っているものでもなけれ
ば、非友好的な考へも持っていない、
心からこの貿易の関係を増進し、ある
いは文化の交流等を進めていきたいと

いうことを念願しているものでありま
す。こういう立場から考へますとい
うと、私は中共が最近とつてきておるこ
ろの態度というものに関して、非
常に私の考へ方からいふと、私は遺憾
にたえない。ということ、たとえ
ば、どういふ事情があるとしても、貿易
のすでに契約がされておつたところの
ものを、履行するばかりになつてい
るものを、いかなる理由があろうとも一
方的に破棄する、あるいはとにかく日
本の商品のポイコットを中共の勢力下
にある華僑に命令するとかいふこと
こそ、私は非友好的な措置であり、こ
れは非常に遺憾なことである。私自身
この中共に対して——何か中共が私
を批判するようない一つの意図を持つて
おるならば、あるいはそれに対抗して
こつちも何か考へるというふうなこと
もあり得るけれども、私自身はそうい
うことは毛頭考へておらないし、日本
がそういうことをだれも考へていない
というときには、そういう措置がとられ
るといふことは、はなはだ私は遺憾な
ことであると、かように考へます。

○岩間正男君 そういふことを考へて
いるかいなというふうなことが、も
う、一つの大きな問題です。しかし、
今までどういふことをされたかとい
うことが問題だと思ひます。すでに第
四の次協定は結ばれたのです。しかし、こ
れは実施しない、条件を満たさないの
で実施しない、こういうふうなことが
言われておるわけですが、しかしあれ
には条件があつたわけですから、国旗掲
揚の問題は一つの大きな——少くともあ
つたと思ふ。このような前提的な条
件が果されない、しかも誠心誠意果さ

れないで、あのような、これは愛知談
話というふうな形で、非常に不信の形
が出たと思ふ。これに対して全くあな
た自身の考へ、こういうものは、主観
的には今申し述べられたようなことが
言われておりますけれども、しかし実
際現われたその姿は、国旗問題とい
うものをほんとうにこれは理解してい
なかつたのじゃないか、こういうふう
に考へられるわけですから、ただいま
の考へられるわけですから、ただいま
かああなたの誠意も通じないだろうと、
こういうふうな考へております。この
点の論議は別として、私はなぜ東
南アジアの問題につきまして特にた
だしい点があるかと申しますと、大体
このような商品のポイコットという形
で出てきているこの問題は、非常に深
い問題があると思ふのです。しかも最
近の中国と東南アジアの結びつきとい
うものは、非常に私はこれは年々緊密
になつていっておるのじゃないか。こ
れはあなたも昨年夏向うを旅行されて
おるから、少くとも現状は詳しく見て
こられたと思ふのです。この点はどう
ですか、戦争前の中国の態勢と、それ
から中国が新しい国を建てて、さらに
経済発展のために現在五カ年計画を遂
行し、さらにそれを推進して、この
ういふ態勢の中で、しかも平和共存の
政策をとつておる、あるいは平等互恵
の立場から貿易を全面的に展開して
おる、こういう中で、これは日本人が考へて
いるよりも、もっと深いところのつな
がりがある、こゝに東南アジアを旅行さ
れますが、こゝに東南アジアを旅行さ
れたあなたの立場から、どういふふう

にこれを觀察してこられておるか、こ
の点明らかにしてもいいと思ひま
す。

○國務大臣(岸信介君) 南方の華僑と
中国との関係は、これは歴史的に見ま
しても非常に深い関係にあり、また経
済的の面から申しましても非常に重要
な意義を持つておることは、岩間委員
の御指摘の通りであります。御承知の
ように、この中国側が、いわゆる中共
政府と、そして国民政府と、二つに
なつておりますので、南方の華僑の中
にも、おのおのが支持する政権として
意見が分れておるようになって、
その両方の割合がどうなつてい
るか、
どういふふうな勢力になつてい
るか、
どういふふうなことについては、いろいろ
な見方があるようでありまして、
しかし私は、この華僑と中国との
関係というものは、歴史的に見、経済
的に見て、非常に密接な、重要な関係
があると、
こういう考へを持つており
ます。ただ、今岩間委員の御指摘のよ
うに、最近において特別に中国との間
に密接な関係ができたというふうには、
私実は考へておらないのであります
が、従来からあるところの関係とい
うものが、
そういうふうな二つに意見が
分れておつても、依然として強いもの
があると、
こういうふうに見ておりま
す。

○岩間正男君 五年ほど前だと思ひま
すが、周恩来総理が東南アジアの各
国を訪問して、こゝで平和共存の問題、
五原則を中心として話している話し
合ひをした。その結果、この経済問題
も非常にやはり問題になつて、その後
緊密に結ばれておると思ふのです。
従つて、首相は、この東南アジアを回ら

れて、しかも東南アジア諸国と中国と
の間には貿易協定ができておるのだ
らうと思ふ。日本と事情が違つておるの
で、東南アジアの諸国の中で
大部分の国が、ほとんど政府間の協定
ができておる。こういう点から言いま
すと、日本と中国との現在の立場よ
りも、もっと緊密な結びつきができて
いるのじゃないかと、
こういふふう
に思われるのであります。この点はい
かがですか、現実はどうですか。それ
から、何カ国ぐらゐ現状において政府
協定がはつきり結ばれ、しかも貿易の
進行状態はどういふふうになつてお
るか、
こういふ点を明らかにしてもらい
たい。

○國務大臣(岸信介君) 東南アジアの
国々の中にも、いわゆる中共政府を正
当なる中国政府としてこれを承認し、
これとの間に国交を正常化して、貿易
協定その他あらゆる国際協定を結んで
おる国もございまして、
逆に国民政府
だけを正当政府として、これとの間に
特別の何々を結んでおる国もございま
す。こういふ何々でありまして、中共政
府と何カ国結んでおつて、
どういふ
うな貿易になつておるかといふこと
は、
私ちよつと今ここに数字的な何
は持つておりませんけれども、
しかし、これは中国の、いわゆる中華民
国政府に対して、本土の方の中共政府
のいろいろな施設なり建設が進むにつれ
まして、その経済力が伸びるにつれ
て、これらの国々との協定なり、その
協定の実行がだんだん内容的に増加し
ていっていることは、これは事実だと
思ひます。

○岩間正男君 今お話のように、経済
の結びつきは年々密接になつてい

ろうと思う。アジア、アフリカ地域において政府協定を結んでいる国がもう十カ国に達したと見ておられる。こういう中で、実質的には取引の額も、たとえ五十二年度と比べると、五十七年度、五十八年度には大体六〇%も東南アジア、アフリカ地域ではふえておられる。こういうふうな、数字的にも、大ざっぱではありますけれども、大体つかんでおられるわけですね。こういう関係を見ますと、最近の中国経済の発展の動向というのは、非常にこれは飛躍的な段階に達しておられるのではないかと。そういう点で特に伺いたいのでありますが、世界の経済並びに、特にアジアでありますが、アジアの経済の中における中国の地位というものは、これは過去の中国とはまるで違ったものになっているのではないかと、アジアでは中国を無視して経済問題を論ずることはできないというふうな段階に達しているのではないかと、こういうことを私は感ずるのではありませんが、こういう点で首相はどういうふうな中国を評価されるか。国力とか何とかいうような形でいろいろ言われておりますけれども、経済の面から考えまして、アジアにおける中国の経済的地位は現在どのような形になっているのか、これは、今後のアジアの貿易を論ずる、経済外交を論ずる、東南アジアの経済外交を論ずる、この面では私は非常に基本的な問題になってくるところで、この点の認識が不明瞭である限りは、私は依然として日本の経済外交は混乱を続けるだろう、こういう感じを深くするのである。そういう点から考えて、一体どういうふうにあなたはつかんでおられるか。世界の経済もありませんが、アジア、アフリカ、こ

ういう地域における中国の経済の位置というものは一体どういうふうにお考えになっておられるか、この点を明らかにしていただきたい。

○國務大臣(岸信介君) 従来の中共の経済の状況を見ますと、ソ連及び共産圏に依存している割合が非常に大きかったと思えます。だんだん自由圏に対する貿易関係等も年々、多少の変動はありますが、伸びてくる傾向であることは、これは見のがしてはならぬと思えます。これはまあいろいろの意味におきまして、中国のこの経済的地位をどういうふうな評価するかという御質問であります。まあ日本の立場から申しますと、従来の貿易関係を増進していくという意味におきまして、われわれは、第四次協定も、民間で行われた鉄鋼協定等が円満に履行されることを望んでおつたのでありますけれども、ああいうことで中絶していることは、非常に遺憾でございます。しかしまた、現在の事情から申しますと、中共そのものが持つていく外貨の量というものが非常にまだ十分でないというふうな事情や、また従って一種のバーターの関係になるのであります。われわれが鉄鋼の協定を履行するような場合には、中国側からわれわれが輸入すべき物資等につきましても、まだ建設の途上にありますために、十分われわれに要望するようない、またはほしいと思うようなものがなくて、日本としては、他からも輸入ができ、また日本内地の状況から申して多くのものを輸入する必要が比較的薄いところの米というふうなものに対して、向う側の輸出のようになっていく度合いが強いというふうな

ことから見ますと、今日の状況において、直ちに中国との貿易を非常に大きく期待するということは、私は現実の問題としては無理だと、しかし、中国がだんだん建設が行われ、将来発展していくにつれて、これがだんだん重要性を増してくると、冷静に見て、中国を評価するに、私はそういう立場で評価いたしておるのであります。

○委員長(前田久吉君) 岩間君簡単にお願いいたします。

○岩間正男君 中国が現在の経済の規模が何倍かになって、隆々としてから考えるというのでは問題にならないかと思う。従って今の静観という問題も、非常にこれは民族的な重大な問題だと私は考えている。それはまあ論議になりますから、時間の少いときやめますけれども、私は実は先ほど伺いましたのは、そういうことじゃなかったのです。つまりアジアにおけるこの中国の経済的地位はどうなっているか、少くともこれは最近新しい国を立ててからどういうような変化が起っているか、この点について具体的にあなたはつかんでおられるのかどうかという点について、私は質問を申し上げたのです。これについてお答えがなかったと思う。まあ大体見ましても、これは最近の様子でありますけれども、もう貿易額から見ましても、日本の貿易をはるかに突破しているのじゃないか、これが実情じゃないか、五七年の対外貿易を五十二年度くらいに比べますと、約六〇%ふえておられます。そうして、その総額は大体推定であります。これは四十四億ドルというふうな格好になっている、しかもこの取引の相手国

を見ますと、これは五十二年度が大体五十五カ国でありましたけれども、現在では、五十七年度では八十二カ国にこれは伸びておる、ことにもうその中で西側側はこの貿易額から見ましても六倍に伸びておる、こういうふうなわれわれは数字を手にしておるのであります。こういう点から見ますと、アジアにおける中国の経済的地位というものは今日すでに現在の位置におきまして、これは大へんなもう事態になっているのじゃないか。私はなぜこのことを一体首相にお伺いしているかといふことは、実はこの問題と東南アジアのこの開発、しかも今審議の対象になっておりますこの経済基盤強化資金法案、こういうものとの関係から考えましても、私は政府の方針をここで再検討してもらわなければならぬのじゃないか、といひますのは、大体中国との貿易はだめになった、静観状態で、打ち切りになった、従ってどうしても東南アジア、東南アジアというので、東南アジアがまるでこれはとっておきのようない方でもって、東南アジアの方に目を向けておられます。しかしその東南アジアはどうか、中国との一体結び付きはどうなっているのか、先ほど申しましたように、これはかつて戦争前なんかとは比べものにならないほど、東南アジアと中国との経済交流は深まってきておる、年々々々これは切っても切れないほど深まってきておる、しかも政府協定で、はっきり政府が責任をもつて貿易協定を結んでおる国、そうして、これはほとんど主要な国が今日中国と結んでおる、そういう態勢の中で、日本政府がとって参りました

中国との貿易をあのような国旗問題なんかというふうなことで実際はふいにしてしまつた、こういうやり方につきましては、中国とより深い関係を持つておるところの東南アジアあるいはアフリカの地域におきましては、当然やはり日本に対する悪感情が今後深まるのじゃないか、私は東南アジア開発などといつても、これは簡単にいかな、非常にやはり日本政府のやり方に対して今後疑念が深まり、そうしてあなたたちの考えていられる構想はすでにうまいいていないのであります。現に今度の資金を見ましても、これは一体どういうふうにして、いつ、どこに一体この資金を投入するかという構想さえなしに、実は五十億のこれは資金をたな上げにして置く、たな上げにして、その投下先を何と今から見つけるというふうな格好なんです。こんなことでは私は東南アジア開発が、今行き詰つた日本の貿易、ことに三十一万五千ドルの貿易の遂行が全くこれは困難だといふことが、ほとんどもう確定的になった今日の段階で、これを打開するために、東南アジア、東南アジアというふうな目を向けさせようと

しておりますけれども、事実はアジアの経済を大きく支配するような立場をとりつつある中国との関係を抜きにして、東南アジアそのものの開発は、私は非常にこれは困難じゃないか、不可能じゃないか、こういうことを私は感ずるのです。そういう点から、どうしてもやはりこの平和共存の上に立ち、それから平等互恵の立場に立つて、貿易を進めてきておる、経済外交を推進してきておるこの中国の立場というものは、現在アジアの諸国に大きく受け

入れられておる、それで基本的にここで友好が深まり、その結び付きがますます固くなつていくのじゃないか、そういう点から私は今岸内閣のとられてる政策では、東南アジア開発そのものについて、うまくいかないのじゃないか、私はいいかないという感じを持つものであります。この点について私は事を分けて話をしているわけですから、この点についてあなたの感じだけであつて、私の申し上げたいいろいろな理由とも関連してお答え願ひたい。

○国務大臣(岸信介君) 中共の経済建設が進むにつれて、その経済力、またこれに関連して諸国との関係がより緊密に、より高度化されていくという傾向は、これを私は否定するものじゃない、むしろございませぬ。また最近急激に伸びつつあるこの中共の製品の東南アジア市場におけるところの状況を見ますと、先ほども八木委員の御質問がございましたが、その原因がどこにあるかという事は、いろいろな憶測があり、いろいろな想像もできますが、相当自由主義国の自由貿易の立場から見ると、相当に考え得られないような値段や方法が講ぜられてゐることも、これは事実でございませぬ。しかしそういうことを抜きにして、いづれにしても、東南アジアというものの経済開発がされ、そうして経済基盤が確立していき、その民生が向上するということとは、その民族にとって繁栄もしくはその福祉のために必要であるばかりでなく、それができることによつて、購買力もでき、日本商品の販路というものも拡大されるわけでありまして、そこで日本としては従来もいろいろパイ・プロジェクトでいろいろな開

発計画や経済、産業の振興に關して、あるいはプラント輸出、あるいは賠償協定の履行、あるいはまた最近におきましては、インドに対する円クレジットの設定とか、あるいは具体的な開発事業の協力というような方法によりまして、日本のこの経済力が一面においては伸びていき、一面においてはその国の経済発展に協力していくという状況を進めていくのが私はいいと、こう考へておるわけでありまして、今岩間委員は中国とこれらの国々との関係が深まるにつれて、日本に対する悪感情、もしくは日本の品物やあるいは日本の経済協力に對して、これらの国々がすなわち受け入れないのじゃないかという御懸念を述べられました、私の見るところによつて、少くとも私が訪問した国々において、その首脳部やその他の有力な人々と話し合ひ、その後におけるところの話し合ひの進め方を見ますと、そういう岩間委員の御懸念のようなことは私はないと思ひます。それよりもむしろ日本がもう少し各方面において積極的にこれらの国々の経済開発について協力する、単に技術だけでなしに、できれば日本のものによつて、あるいは日本の商品だけになしに、この資金の面において、われわれが十分協力するところの場面は、私たくさんあると思ひます。これをもう少し積極化していくことが、これらの国々との友好を深めていく、のみならず、根本的にはそれらの国々の経済力を強化し、繁栄をもたらす道である、私はいわゆる共存共栄であり、お互いが平和共存あるいは互恵平等の見地で、これらの国々との何を進めると

いうことは十分できると、こう思つております。

○委員長(前田久吉君) これにて岸内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。総理大臣御退席下さい。

引き続き関係大臣にそれぞれ質疑を願ひます。

○野澤勝君 私はこまかいことのようにありますが、特に経済基盤強化に關する農林資金の關係におきましてお伺いしたいと思ひます。事務当局の方は御招致願ひましたでしょうか。

○委員長(前田久吉君) この際お諮りいたします。農林中央金庫理事長楠見義男君、農林漁業金融公庫總裁山添利作君の兩人を参考人として本委員会に出席を求めるところに御異議ございませぬか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

○野澤勝君 政府委員の農地局長、経済局長お見えになつておらないようでございますが、それでは参考人の方からお伺ひしてもよろしうございませぬか。

○委員長(前田久吉君) けつこうです。

○野澤勝君 それでは参考人の御両所にお伺ひしたいと思ひます。

ただいま議題になつておりますこの資金特別法人に關する件でございませぬが、今農林漁業の金庫に六十五億の予算が計上されておるわけでございます。これは主に非補助小団地に対する土地改良の事業助成基金ということに規定されております。しかるに、現在土地改良の振興度合というものが非常に不明確であるとともに、土地改良

の事業もはかばかしくいかないということが伝えられております。これについて、今日までの経緯のあらまし、概略を一つ、この際、山添總裁からお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(山添利作君) 公庫が融資をしております土地改良事業のあらましでございます。公庫の融資対象としておりましたは、土地改良事業は最も重視しておるものでございませぬ。毎年、最近におきましては百数十億の経費を計上いたしております。公庫が融資をしております土地改良事業の種類別に分けますと、一つは農營事業もしくは補助事業に對して地元負担がございませぬ。これは、御承知のように、おおよそ五割以上地元で負担するわけでありませぬ。これは地元で一時に負担はできません。従つて、その地元負担に属しまする費用に對しまして、公庫はその八割を限度として融資をいたしておるわけでありませぬ。もう一つの種類は、補助を受けない団体營の事業でございまして、これに對して、総事業費の八割以内を公庫は融資いたしております。第三点は、これは、災害のございまして、時分に、災害復旧に關する経費の融資をいたしております。どういふ割合になつておるか申しますと、これは補助を伴います土地改良事業に對する融資の割合の方が多うございませぬ。これがおよそ七十億見当、あるいはそれ以上になると思ひます。非補助の土地改良事業に對する融資は大体四十五億程度、こういうことになつておるのでありまして、件数にいたしますと、これは相當の件数になります、が、そういう概況でございませぬ。

○野澤勝君 農林漁業金融公庫法にも

示してありますごとく、目的というのがあるのです。この目的には、農林中央金庫その他一般の金融機關が融資すること困難なものに對して融資することとを目的とする、この規定されておるわけですね。しかし、大体その業務範圍を見ますと、中央農林金庫の融資範圍と大体似通つておるのでございませぬが、この点に對して、おもに違つておる点というのが、これは明らかにされておるに言へば、この規定されておる業務範圍、そのうち特にどういふ方面に多く今日まで融資されておるか、それを山添君からお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(山添利作君) これは、法律の上におきまして、一般の金融機關が融通を困難とする事業に對して融資するものでございませぬが、これは、結局、利率及び期間でございませぬ。たとへば、共同施設一つとりますれば、抽象的に申しますれば、これは系統金融でもよろしいということがございませぬ。しかし、その事業の性質によりまして、長期を要する、また、御承知のように、公庫の金利は安うございまして、平均しまして六分ぐらいでございませぬが、そういうことになつておるので、おのずからそこに觀念的な問題といたしましていろいろあるかもしれませぬが、現実に分れておるわけでございます。そこで、おもなる公庫の特徴はどういふところにあるかと申しますと、一つは公共事業でございませぬ。これは土地改良、それから造林、林道、水産方面につきましては漁港でございませぬ。このような公共事業は、先ほど申しますように、土地改良には非補助等もございませぬ。造林につきまして

一億以上の資金を融資をしておる団体

いう団体に出資をしておるのであります。

と、なかなかうまくできておる。確

く御存じだと思いますが、長野県の経

いわけでございますから、その点につ

いは十分留意をいたしておるつもりでございます。

○野澤勝君 この数字が誤まつておりますならば、あとで一つ正しい数字を本委員会に出していただきたいと思うのですが、長期、短期、合せまして、協同乳業には十七億二千万円、これが三月の調べでございますから、間違つておりましたらば、先ほど申しした通りお願いいたします。クロバーの方が十二億七千万円、雪印が十六億七千万円、関西酪農が云々、こういうことになっております。この数字は大体間違いないと思つておりますが、いかがでございますか。

○参考人(梶見義男君) 正確な数字、私たまだ記憶いたしておりませんが、大体、今、お述べになりました数字は間違いないと思つております。

○野澤勝君 そこで梶見さんにお伺いしておきますが、先ほど松本の協同乳業のお話がございましたが、その協同乳業には農協との間に三つの理由があるのでございます。そのうち、私は第三の点が農協的でないと思つてございまして、というのは、第三は、会社の経営は——農民との約束です。農民との約束の条件ですが、そのうち第三の点だけ申し上げてみたいと思つております。会社の経営はその道の専門家にまかす、農協側は、酪農の根本に触れる大綱及び会社の目的の大方針を決定するようにする。大方針を決定するようにする、というのであつて、具体的には専門家にまかすということになっておる。専門家は百姓じやないと思つておる。ことに販売というものは、すべて名古屋精糖が実権を持つことになっております。販売権に對

しては意見を述べられないようになっております。そういう事情にあるのでございまして、私は農協の諸君の理事者と農民の間には、そこに意見の食い違いがあるのでございます。なぜこういう点をよく調べないで、農林中金あたりは融資するのかわかるといふことになっております。こういう点に對し、あなたは今後これに対する矛盾を感じ、あるいは何とかしたいという気持ちがあつて、政府当局と折衝し、農民のためになるように何とか善処しようという気持ちがあるかどうか。この点お承りしておきたいと思つております。

○参考人(梶見義男君) 協同乳業は、御案内のように、総合農協というものを基盤にいたしまして、それとの結びつきによつて、酪農経営をやつていこう。他の経営会社のように、特殊酪農というふうなものを対象とせずに、総合農協を対象にしたというところに一つの大きな意味があります。と同時に、農協との結びつきが、そのことによりまして、たとえば飼料等を、経済連を通じて総合農協に流していく。こういうふうなところに、非常に意味があるように私は考えております。

そこで、ただいまお述べになりました専門家の問題であります。工場経営というふうなものを、直接生産農民の中から選ぶというところは、なかなかこれはむずかしいことでありまして、従つて、できるだけ工場経営というふうなものを専門家にすると、あるいは酪農関係で一番むずかしい問題は、今日特にそうでありまして、販売関係であります。従つて、その販売先がしっかりした会社であるならば、あるいは販売先であるならば、これまた

生産者を基盤にした工場といたしましては、できるだけ生産の面に力を注ぎ、販売の面はもちはち屋でそれにかまけていくというところがうまくいきますれば、私はそれが一番いいのではないかと。ただ、その間にいろいろの問題がございまして、その点を是正することに努めていくことが一番適當ではないかと、このように私は実は考へておるわけでありまして、今、申しました通り、その実態について改善すべきところがございまして、十分留意して参りたい。かように考えております。

○河野謙三君 関連して一言。

先般の梶見さんにはまだ言ひにくいのでありますけれども、私は今の協同乳業の問題は、あなたが理事長に就任される前の問題を引き継いで、今の処理に苦慮しておられると思うのです。そこで、私は、名古屋精糖に對しては、協同乳業に對しては、何いまでも、協同乳業の年間の取引高は五十億円にならん。しかるに年間の取引高をこえるところの借入金を持つてい

るのが協同乳業。その借入金の大口は農林中金であり、勧銀であるといふことを聞いております。隣りに高橋大臣なり、藤山大臣がおられる。産業界のところに非常に詳しいのであります。こういう不健全な年間の取引をこえるところの借入金を持つておる会社はないです。原価計算をするまでもなく、マイナス勘定にきまつておるのでありますから、農民の経済のために金の資金をもつて寄与するといふことは、一つの目的でありますけれども、一面、金融機関として、金融の安

全性をはかるということも、これまたより以上のあなたの私は任務だと思ふ。そういう点からいへば、これは困るのです。いかにして整理するかといふことが問題で、あなたが非常に苦慮されておるのじゃないかと私は思ふ。こういう協同乳業に對する認識は間違つておるのか。安全性には少しも欠けるところはない。もつぱらこれに資金を融通することによつて、今後積極的に協同乳業を育てることによつて、農民の経済に寄与する、これが中金の現在の理事長としての自分の基本的考え方である、こう思ふか。それとも、それは行き過ぎである、安全性を取り戻すという点において、あなたの今のお考えがあるのか、これを私は伺いたい。

同時に私はついでに関連質問にもう一つ伺ひますが、土地改良がなぜ進まぬ、と、こういうことを野澤さんがお伺ひになつたやうでありますけれども、土地改良が進まない大きな原因は、あまり世の論議にならないところにあると思う。私は土地改良に關係のある役人、たとえば県によつては農政部といふ、農務部といふ、こういう各県の担当の役人の中に、人件費でまかなわれ

ておるものが半分くらいある。あと、土地改良、災害復旧等に從事する役人が、消耗品と申しますか、物件費でまかなわれておる。いわゆる臨時雇の役人が半分くらいある。従つてこれらの物件費でまかなわれておる、人間扱いされておらないところの役人は、災害が起ることによつて自分たちは食い延ばしをしておるわけなんです。だからこれから暴風雨が起るでしよ

う。橋が落つこつた。土手がこわれということがある。役人はすぐ飛んできます。これら物件費でまかなわれておるところの役人の災害復旧の現地調査というものは、坊主の病氣見舞と同じなんです。(笑)お見舞には行くけれども、いつ命を引き取るか。お布施はどのくらいもらえるか、ということを見に行つておるやうなものなんです。従つて、こういう連中は災害が起ることを望んでおるのであつて、また起つた災害は、なるべく食い延ばさなければいかぬということが地方の実情です。従つて、ここに大蔵大臣もおられますけれども、土地改良を早く、災害復旧を急ぐためには、これらの物件費でまかなわれておるところの、人間扱いにされておらないところの役人を、早く人間扱いにしたところの物件費でまかなうように予算の切りかえをやるか、要らない役人を早く首切るか、どつちかしなければ……これは急いでいないのです。土地改良を急ぐことでなくて、ゆつくり食い延ばすことによつて、自分たちが職場につながられておる。これは皆さん笑つておられるけれども、各県のあれを見てもらなさい。みんなそうなんです。こういう点について、一体、役所は根本的に人の扱い方について考えを及ぼさなければ、私は、他にいろいろ事情がありまして、私は、他いろいろ事情がありまして、早くやれない、こう思ふ。この点二つについて関連してお尋ねするわけ

です。

○参考人(梶見義男君) 金融機関でございまして、具体的な個々の案件につきまして、いろいろ申し上げること

はできるだけ慎重にさしていただきたく
と考へております。

一般論として、できるだけこれは、
会社に限りません、組合もそうであり
ますが、できるだけ固定設備は自己資
本でまかなっていくことが健全である
ということには、これは私もその
ように考へております。ただ今の、具
体的の問題になつて参りますと、急激
に伸びましたために、その間、他の業
者と違ひまして、あるいは戦前からの
古い設備を持つておるといふようなと
ころと違ひまして、ごく最近に急激に
伸び、従つてそれに伴う固定設備を作
ることについて、借入金等でふえた
ということは、これはいふまでもない
事案だと考へております。従つて、先
ほど野
溝さんにお答へ申し上げました通り、
いろいろ改善すべき点は、私もとし
てもできるだけ努力をして参りた
い、こういうふうに考へております。

○野溝勝君 もうあと一点だけ一つお
伺ひして打ち切りたいたう思う。さ
うな点があれば考へてやるとか善処
するといふことでなくて、もう大体わ
かつておるわけなんです。名古屋精糖
の問題は、これはもう前からの問題で
した。しかしこれはクロバーにしても雪
印にしてもあまり虫がよ過ぎると思
うのです。農民の金をあぐらをかいて
安く六分ぐらい利用しておるのです。
原料は農民が持つていくのです。そ
うして金は長期の金は利用できる、こ
ういふ莫大な金を農民の名で利用して
おいて、いざというときは牛乳でも消
費者に安く売るといふと、そうでもない、
農民から乳価を高く買うかといふとそ
うでもない、このときは巨大メーカーと
共同戦線を張る、こんなばかなことは

あるもんじやない。一体もうかるの
は、ここにも藤山さんが御承知のよう
に、大体販売加工になつてからもうか
るのです。実業家に聞いてもらはん
さい。だからちゃんと集めて、今度は加
工販売をなし得ることに規定されてる
名古屋精糖がもうかるのであつて、こ
れが農協同様出資しておるからとい
つて、莫大な融資をして、農民にほか
の産業資本のメーカーと同じように乳
価の引き下げをやるというところが承
知ならぬといふのです。それならそれ
で、よしお前たちは値下げするならば、
この際農民におればこたえるぞといふ
持で努力されるならばわかるのです
が、こういう点についてはもう十分あ
なたは苦勞人であるから、そして政
治家もやられておるし、よくわかつて
おるわけなんです。でありますから、
この点も十分配慮してもらいたいとい
う希望を述べて、私の質問は打ち切
りたいと思ひます。

最後に一つ藤山さんがおいでになつ
ておるからお聞きするのですが、経済
基盤強化に關する基金に關してでござ
います。この中でジェトロ基金とい
ふのがあります。この解釈は、海外市
場調査費用と解釈しておりますが、さ
うでよろしゅうございますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ジェトロ
の主管庁は隣の高橋通産大臣の方なん
であります。

○野溝勝君 解釈はどうなんですか。
あなた海外関係大臣だから。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ジェトロ
は貿易の市場調査その他をやる機関で
あります。今回これを拡大強化して
いく、そして輸出貿易にできるだけ有
益な働きをしていくという意味におい

て基金を積むということは、適當なこ
とだと考へております。

○野溝勝君 これはお答へ要りませ
ん。先ほども本委員会において日本経
済の分析がそれぞれ行われておるわけ
です。大臣との質疑応答の中で国際情
勢の分析が非常に重大な問題になつて
きておる。一國経済ではやつていけな
い日本でございます。資源といひ、領
土といひ全く弱小の日本でございま
す。アメリカ経済に依存してもやつて
いけない、あらゆる國に依存してもな
かなかやつていけない容易ならざる事
態となつておる。このときに海外の経
済的な動向といふものに対する資料なり
材料なりを迅速にタッチして臨機
の措置をとるの必要であるのに、その
點に關して事務局などに伺ひたいし
ましたが、アメリカではそういう説も
あります。ロンドンではそういうこと
を言われております。またこういう説
もありまうといふだけです。もうもろ
の説はあるが、日本の経済を發展せし
め、強化せしめるにはどうしたらいい
かといふ點に對しては、意志統一がな
いことを痛感した。私は内閣が有力な
資料に基き一つの方針を打ち出さな
ければならぬと思ふのです。それには
私は海外調査なり資料の収集といふこ
とは絶対必要なんではございませうが、
この點については私は賛成いたしま
すが、資料を集めても、政府が今日の
とき態度をとつておられるならば、私
作つて現入らずで、不満を抱く結果に
なります。でありますから、この際こ
のジェトロ基金に對しましては十分こ
の精神を生かすように一つ留意を願
ひたい。かように申し上げて私はこれ
で質問を打ち切ります。

○河野謙三君 私に答へがないので
す。私は先ほど土地改良の進まない原因
は、そこに従事する従事員の予算の組
み方に問題があると、こう申しました
が、これは私はお尋ねして、返事がな
ければ私は演説しただけなんです。農
林当局から、それはそうなつておる、
それはなはだ遺憾だと言ふのか、それ
とも、いやそうなつていないといふの
か、それだけければ補見さんなり、山
添さんが、われわれは第三者としても
その點についてはかねがねさういふ
うに思つておるとか何とかが御答へ
がなければ、私は演説をやつたのじや
ないのですから、それを一つはつきり
返事してもらひたい。

○政府委員(安田善一郎君) 河野先生
の御質問の第二點についてお答へを申
し上げます。
先生のおっしゃいます通り府県庁
の耕地課を構成いたしております職員
の人員費の負担のあり方、人員の配
置等、土地改良あるいは代行の干拓、
開拓の事業あるいは災害復旧の事業が
そのために引き延ばされるのじやない
か。この點はどうだといふことでござ
います。が、率直に申し上げまして、そ
の弊が全くないわけではないと思ひま
す。特に性格上現在もさういふふう
にやつておると思ひまして、今後改善
を要すると思ひます。と申しますの
は、國の工事を府県が代行いたします
場合でも、府県營の事業をいたしま
す場合でも、これは府県の職員がやる
わけでございます。現在その職員の人
件費は雑件とおっしゃいましたが、半
分ばかり県費でございます。あとは代
行工事の代行の費用を國から渡される
のと、補助事業につきましては、補助

事業の補助金の中で地方事務費とい
う費用の、事業費の事業費並みの國の負
担を補助しておるわけでございます。

これが、機動性をもちまして事業量に
応じまして職員の能力が配置される量
としては、比例的でいい点もあるかと
思ひますが、御指摘の點は全くない
と思ひません。思ひません。(笑聲)そ
で將來この中央政府の予算、地方財政
の負担との関係とか、人員の配置を適
切にする等につきまして改善するよう
に努力したいと思ひます。なお現実に
弊害が起きました點は、これを嚴重に
監督するつもりでございます。

○河野謙三君 今農地局長が現場の事
情の御説明があつた通りであるとする
ならば、大蔵大臣としてもこれは一つ
御再考願わなければならぬ問題だと思
ひますが、ここで私は具体的に御答へ
を得ようとは思ひませんけれども、十
分將來その點については考へてみた
い、研究してみたいといふ程度の御答
へは、いかがでございますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま言
われる通り將來少し研究してみたい
と思ひます。

○委員長(前田久吉君) 山添、補見岡
参考人の方は大へん御苦勞でござい
ました。御退席になられてけつこうで
ございます。

○平林剛君 私は外國為替資金特別
計法の一部を改正する法律案について
關係大臣にお答へ願ひたいと思ひま
す。
この法律案の審議は実はきょうが初
めてであります。多少事務的なことに
關してのお尋ねもあるかもしれませ
んが、あらかじめ御了承願つておきた

いと思ひます。最初は、この法律案は第二十八国会に提出をされまして、その国会においては審議未了のままで今日まで推移いたしておるわけでありま。そこで、その結果、当面の不都合が何か起つておるか、法律案自体は、外為資金の損失の処理がそのまゝになつてゐるだけでありまして、けれども、その結果、資金の運用あるいはその他私の承知しないことに不都合が起きておるかどうか、これを初め明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) ただいまのお話は若干法律技術的な問題でござい。ますから、私からお答え申し上げま。す。

実は御承知のように、前国会におきましてインドネシアとの間に、いわゆる焦げつき債権を放棄する協定が結ばれました。これが四月十五日に発効いたしております。従ひまして実は外為資金といたしましては、バランスシートの上ではインドネシアに対する債権、これが実はなくなつておる。従つて本来ならその見合いの資金を減少すべきでありまして、その法律案が今回提出しました法律案と内容におきましては同じ法律案を提出いたしましたのであります。これが審議未了になりましたために、今回またこの法案を提出いたしましたわけでありまして、しこうして、現在どうしておるか申しますと、インドネシアに対する債権の焦げつき分を放棄いたしました相当分を未整理勘定に立てております。整理ができていないという格好をとつております。

それからこれを今のまま放つておく

と非常な不都合が生ずるかどうかといふことでござい。ますが、これはすでに確定したバランスシートの借り方の資産がなくなつておるにかかわらず、貸し方の資金が減つていないというので、そこに非常にアンバランスが出ております。それをやはり是正することが特別会計としては正しい行き方だと思ひます。なおしかしながら、これによつて資金が不足するかと申しますと、これは外為資金には影響はないのであります。従来からインドネシアに対する約一億七千万ドルのいわゆる債権は焦げついておりまして固定しておりましたので、その見合いの資金がすでに固定して回つたとしておりません。従つて今後外為会計におきまして、外貨の売買操作をいたします場合に、この資金が消えたからといつて新たな資金を要するわけではござい。ません。

○平林剛君 ただいまのことは大体わかりましたが、次に順序としてお尋ねをいたします。

インドネシア共和国に対する債権をなぜ放棄したか、あるいはこの債権を棒引きすることによるインドネシア共和国との賠償の關係、あるいは今後の賠償問題に与える影響、これらは別に機会をみまして関係閣僚にお尋ねいたすことにいたしまして、このいわゆる焦げつき債権の処理をなぜ外為替資金の損失として整理をする方式で提案するに至つたか、その理由をお聞きしたいのであります。私がお尋ねしているのは事務的なことを聞いているのではないのです。今日までの質疑によりますと、かような提案をした、かような方法で処理をすることと同時に、一

般会計における支出として処理するこ。と等、いろいろ方法があつたように聞。いておるのであります。従つて私がお。尋ねするのは、外為替資金特別会計。法は、初め今回の改正がない場合。は、このような処理を予想して作られ。ていたわけではないわけで、この規定。がなかつたわけであり。ます。すな。おな。解釈からい。きますと、一般会計にお。ける支出として処理する方が筋であ。つたように思。うのであります。ところが政。府はこのような改正法案を御提出に。な。つた。そこで私はなぜかうい。う方法。をお。とりにな。つたのだらうか。事務。的に外為替資金の損失で整理すること。もできる、これが適當だとい。う御判断。で提案をしたとい。う、そういう事務。的なことを聞。いているのじやないの。で。す。どうかその点を間違。えず大蔵大臣。からお。答えを願。ひたいと存じ。ます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 大へんお尋ねが、しろうとの大臣が説明しにくい話でござい。ます。これは御承知のよう。に、一般会計で処理するよりも、ただ。いま提案してゐるような方法で処理。するのが適當だとい。う、これは技術。的な問題で処理されてゐるのであり。ます。なお、為替局長から説明さ。していただ。きます。

○政府委員(酒井俊彦君) お話のあり。ましたように、インドネシアの債権。のいわゆる棒引きでござい。ますが、こ。れは當然一般会計から補てんすべきであ。るという議論には私も必ずしもなら。ぬと思ひ。ます。と申しますのは、外。國為替資金がそもそも特別会計法の第三。条によりまして、これは一般会計から。の繰入金をもつて成立してゐるもので。ござい。ます。すな。わち、一般会計に源。

を持。ちまして、便宜区分整理をされて。お。る特別会計であるとい。うことであり。ます。従つてその債権の一部が國際協。定によつて処理され。ました場合に、こ。に當然一般会計からの繰入金をも。つて成立してゐる資金でござい。ます。か。ら、このように資金を減額する法律を。出すことによりまして処理すること。は、これは決しておか。しな考。え方では。なく、これで法律上は筋が通。つてお。るとい。うように考。えてお。ります。

○平林剛君 そうい。う考。え方もし。ようと思。へばできないことはい。ない、私はそ。う思ひ。ます。しかしさらに一歩を進め。ると、今回のようなインドネシアの焦。げつき債権の処理をこの特別会計法に。よる損失とい。うように解釈すること。が妥。當であるかどう。か、かうい。うこと。にも發展をしてく。ると思。うので。す。私は。そんな事務。的なことを聞。いてお。るの。じやあり。ません。一般会計にお。いてこ。れに相當するものを掲。げて、國民の前。に明白に処理する方がよ。かつたのでは。ないか、それが當然の措置ではな。かつ。たかとい。うことを、政治的に大蔵大臣。にお。尋ねをいた。してお。るわけであり。ます。なぜかとい。えば、今年の予算編。成。当時、政府の考。え方からいた。しますと、經濟の情勢がなかなかむ。づかし。い、かうい。う段階にお。いて、なるべ。く国内經濟にも刺。戟的なことはと。らぬ、消費も押。さるとかとい。うような政策方。針をお。とりにな。つていたわけ。で。す。賠償問題に。ついて、一般会計の方で明。らかにいた。して参。りますと、國民自。体もこの氣持が徹底して、日本の經濟。の容易なら。ざることをと。とる、かうい。うことをお。とりになれば、間。接的ではあ。り。ますけれども、政府の方針に合。つて

いたではないか、不要な補助金を整理。せよとい。う声もそのとき出て参。りまし。て、政府の予算編。成方針にも合致。することにな。つたではないか、あるいは軍。人恩給の増額等、圧力団体に政府が屈。するような措置もと。らないで済。んだの。ではないか、いろ。いろ考。えるわけ。であり。ます。そこで本来は一般会計で処。理する方法をと。られる方が本筋では。な。かつたかとい。うお。尋ねをいた。したわけ。であり。ます。まあ大臣お。答えがあ。つた。ら一。つかうい。う意味でお。尋ねして。ゐるわけであり。ますから、あなたのお。考。えを聞。きたいのであり。ます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど申。上げた通りです。一般会計から關連。して処理するの。も一。つの方法であり、た。だいま申。しますように放棄したもので。あり。ますので、その放棄とい。う觀點に。立つて跡始末をするとい。うのも一。つの方法であり。ます。私どもは前国会にお。き。まして、こ。れの処理方法が。つ。いてい。なくて當時相當あ。つたように考。え。ますが、も。つともあり。のままに放棄。したものであり。ますから、そのま。まこ。れを処理して。いく、かうい。うことで、た。だいまの法律による処理方法、か。う。に決定したしたのであり。ます。こ。の方。が事態に對。しまして、そのま。ま正。直な措置ではないかと実は考。えてお。るの。でござい。ます。

○平林剛君 その考。えが妥。當である。か。どうかとい。うことは、私は若干見解を。異にする者であり。ますが、一。応政府の。説明としてお。聞きいた。してお。き。ます。インドネシアの焦。げつき債権を生じた。理由、こ。れに。ついては疑問が。あり。ます。が、こ。れもあ。つと問題。をわ。かりやす。くす。

るためにお尋ねをいたしますが、焦げつき債権を外国為替資金の損失として減額整理するということは、あたかも事務的な処理のように聞えますが、結局これは政府の輸出政策の失敗を国民の負担として肩がわりさせたことになり、私はそう思うのであります。念のために事務当局から、その数字を明らかにしてもらいたいのであります。一億七千六百九十一万三千九百五十八ドルは国民一人当りにすると幾らの損害を与えたことになりませんか。あなたは一つそこで計算をして国民にこれだけの損害を与えた、という数字を明らかにしていただきたい。

○政府委員(石原周夫君) 一億七千六百九十一万三千ドルは邦貨に換算をいたしまして六百三十六億八千九百万円、九千万人という事で割ってみますと六百五十円ぐらいに当ります。

○平林剛君 国民一人当りにして六百五十円の損失を与えたということは大へん重大なことでありまして、単に事務的な法律案として私どもこれを審議することは正しい態度ではないと思うのであります。そこでインドネシアの焦げつき債権発生理由について少しこまかいことをお尋ねをいたします。

今までの御説明によりますと、昭和二十七年八月七日インドネシアとの間に支払取りきめと、その付属文書が締結をされて、占領期間中の旧オープン勘定による貿易から発生した債権の処理と、その後における両国間の決済方式が定められたが、インドネシアが一歩を除いて支払いを履行しなかつたため、累積債権を生ずるに至つた、これが今までの政府の説明であります。しかし先般提出をされました資料を読み

ますと、昭和二十八年以降も例年増加しているわけですね。せつかくこのような支払い取りきめと付属文書が締結をされて、両国間の決済方式が定められたのに、例年この数字が累積をして、最後に一億七千六百九十一万ドルとつた。これは何としても私も理解ができないのであります。何ゆゑにこのように累積をされて参つたのであるか、これは通産大臣、外務大臣御二人に關係がございますから、御二人から一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 取引關係を嚴重にやつておりますれば、インドネシアのオープン・アカウント勘定につきましては、スイングの範圍内においてとめるべきものと思はれるのであります。何しろ相手国はあつたやうな相手国であるし、またこれに輸出する物資等につきましても、多くは各種の雜貨類でありまして、それは契約が締結され、それからそれを生産し、受け渡す時期等がいろいろまちまちになつておりました結果、そういうふうな焦げつき勘定が起つたのだらうと私は思つております。

○國務大臣(藤山愛一郎君) オープン・アカウントの過程においてLC等が相手国から組まれる場合のいきさつから申しますと、なかなかこれを取り締ることが、スイング以内に収めることが困難であることは申すまでもないのであります。そういう意味において十分注意が必要であらうと存じ、オープン・アカウントそのものに對してやはり若干の疑問があるように思ひます。

○平林剛君 だいたい時間が経過して、質問が長いので御出席の大臣はお疲れのことと思ひますが、もう少し元氣を出して大きな声で答弁していただきたいと思ひます。よく聞かれないのです。次に、今のことに關係をしてお尋ねをいたします。昭和二十七年八月七日インドネシア共和国との間に締結した支払い取りきめと、その付属文書の内容は一体どういふものであるか、この点がどうも私今までの會議を見まして、はつきりいたしませんでしたから、この際、その内容を御披露願ひたい。その支払いの取りきめと付属文書——大體想像はできますけれども、その内容を知つてゐる者にとつては、当時のインドネシアとの支払い能力はなかなか困難な事情があるということが想定されたのじやないか、こういうふうにするのであります。そこで第三の質問は、し

か先に先般提出をされた資料によりまして、昭和二十八年には二千六百八十五万九千ドルふえておる。昭和二十九年になりまして、一億六千五百二十五万九千ドルとの年も増加している。インドネシアとの間の支払い能力がどうも悪いのじやないかということを取りきめをしてあつたにもかかわらず、このようにふえておるわけでありまして、そうしてその内容を同じく提出された資料から見ますと、今通産大臣のお答えがあつたやうに、雜貨類ということだけでなく、織物とか、あるいは纖維製品がその年の輸出増加の大半を占めておるわけでありまして、これは当時何事情があつたと思ひますけれども、私も古いことであるからよくわからない。

どういふ事情で特に織物、纖維製品が大幅に輸出品として増加して行つたのかどうか、その事情を一つお聞かせ願ひたい。この三つをそれぞれの大臣からお答えを願ひたいのであります。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 協定の内容については、政府委員から申し上げます。

○政府委員(酒井俊彦君) ただいま御質問のありました協定は、先般の國會で承認を得ました協定でございます。うか。実は今手元にその協定の文書を持つておりませんので、すぐ取り寄せますからしばらくお待ち願ひます。二十七年の古い協定につきましては、ここに持つております。内容を申し上げますと、非常に長い規定になつておりますので概要を申し上げます。昭和二十七年の七月一日に発効いたしました協定でございますが、これは実は支払協定に貿易協定がくつておる。それでこれは貿易協定の方は輸出と輸入が初めから協定に差額がございまして、つまり日本側の輸出は五千五百万ドル、輸入が四千万ドル、一億千五百万ドルの差がございまして、で、そういう差があるものといたしまして、これをどういふふうにして処理するかということでございますが、非常に込み入つておりますけれども、まず日本側の輸入が計画にありまして四千万ドルに達しません場合には、その四千万ドルと現実に輸入いたしました額との差額を翌年度のもので決済をするというところがまず第一でございます。それから次に、日本側の残高が二千万ドルに、こちらの出超が二千万ドルになりますまでは、そのうち千五百万ドルはスイッチで、インドネシアがスイッチいたしましたして、ドルで輸入をする、それで消す。それからなおかつ残余が出て参りますが、それは年次決済の日以後四十五日内に米ドルによつてそれぞ

が、輸出バランスの方が二千万ドルをこえた場合は、これは特別勘定第一というのに振りかえまして、二年以内に、毎半年ごとにこれを両国合意の通貨によつて決済をする、そういう規定が内容でございます。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいま御指摘のごとく、インドネシアとのあつた焦げつきになりましたものは、私先ほど雜貨といつておりましたが、雜貨、陶器、そのほか纖維製品がございまして、これは必ずしもこちらが言つたんでなくて、先方の買付けによつて定められたもので、特にこれをこちらからどういふと言つたわけじやありませんで、先方の希望によりましてきまつたものであります。

○平林剛君 まあ先方の希望で織物や纖維製品がその年の輸出品の大半を占めて輸出をされたということはわかりますけれども、いま政府当局から説明をされた、支払い取りきめができたということとは、一つにはインドネシアの債権支払い能力がどうも危い、そういう事情のもとに相談がされて、取りきめができたものと私は想定をしたわけでありまして、そういう想定ができたのではないのか。しかるに先方の希望はあつたかもしれないけれども、なぜその輸出を認められたのか、何か事情があつたのではありませんかという質問なんです。

○政府委員(酒井俊彦君) 当時のこまかい数字の問題でございますから私からお答えいたしますが、二十七年に締結いたしましたオープン協定によりまして、実は第一年度は規定の通りわが方の出超が決済をされたわけでありまして、ところが第一年度と申しますか、

一九五三年、すなわち昭和二十八年の末までは決済が行われて参りました。ところがその後インドネシアにおきまして非常に外貨不足を生じました。このために日本からオープン勸定を通じて非常に日本の物資を買ったわけですが、その第二年度中だけで一億ドルをこえるようなわが方の出超を記録したわけでありまして、これにわれわれは協定に従いまして、これについての年次決済を要求したのであります。インドネシアはそのような、これに反しましてこの決済に同意をしなかつた、そこでこれ以上債権がふえては困るといふので、わが方でも自衛手段をとりまして、昭和二十九年七月に当方の輸出調整をいたしまして、輸出輸入のバランスをさせるという方法をとつてきました。その結果、協定第三の昭和三十年の七月末の一億七千七百

万ドルのものをピークといたしまして漸次しりは減つてきたわけでありまして、結局昭和三十三年の六月にお互いにオープンを通止するといふことをきめまして、ところがオープンをやめるといふことをきめまして、同時に、六月に実は輸出が相当殺到した。それからまたさつき申し上げました輸出調整をいたすために輸出権制度をとつたのであります。この輸出権はまだ残つておりまして、これらの処理もどうしてもしなくちゃいかぬ、中小企業その他やむを得ざるものがございまして、二度にわたつて、たしか四百万と四百八十万であつたと思ひますが、協定通止後もこの輸出を認めただけであります。そこで結局昨年の末に完全にオープンを通止してしまつたけれどもその金額が一億七千六百九十一万四千ドル、こういう結果になつたといふこととございまして。

○平林剛君 私は事務的に古い話をお尋ねしているような感じにとれるかも知れませんが、一つの疑問を持つてお尋ねをしておるのです。ただいまのようないンドネシアの債権の支払い能力に疑問を感じて、一つの取りきめをしておる、その後においても例年増加しておる、ただいまの御説明であります。と、中間においてもいろいろ努力をされて減少をしたと、たしかに先般提出の資料ではそれが見られますけれども、最後の経過期間において縮めてみると、こうなつたなんという話は私はどうも受け取りがたいのです。最後の経過期間の年になつても、なお二千七百六十七万五千ドルというかけ込み輸出が行われておるわけですが、私はこういうところに今回の債権を棒引きすることは何か釈然としないものがある。まして、政府はこの二千七百六十七万五千ドルのかけ込み輸出については、中小企業の品物であるという説明をしておりますが、具体的にどういふ品物ですか。

それからまた疑問になりますことは、このような処理をしながら最後のときかけ込みである中小企業のものである、とにかく二千七百六十七万五千ドルが結局国民の負担に倍加されてきておるわけでありまして、容易なことぢやないです。こういう措置を認めたのは、これはだれが認めたのか。内閣が、閣議においてこういうことをやれと、こういうふうに通じたのか。それとも今のお話のように締めてみたらそういう結論になつてしまつたと、こういうことなのか、私はその点が疑問で

ならないのであります。○政府委員(酒井俊彦君) お話のよう経過期間において残高がふえております。これは先ほど私の申し上げようが悪かつたかも知れませんが、六月末にオープンがなくなるといふことになりまして、そのときに六月中に信用状のついたものは、これは信用状がついておりますので認めるということをして、たしかに六月に信用状がついておりました。そこで締め切つたのでありますけれども、さつき申し上げましたように、輸出調整のための輸出権というものが非常に残つております。これをどう処理するかといふことで、いろいろ通産省で御苦労なさいまして、全部は認めておりません。ある程度はほんのわずかにこれを整理して、しかし、中には陶磁器、メーカでございまして、中には陶磁器、メーカでございまして、あるいは輸出商であるとか、そういうものの真にやむを得ないものは、これはどうもやはりこういう処分をするときに制約ができて、せっかく物質があつたから居たといふにもかかわらず、これを取り消すといふことは、非常に業界の混乱にもなります。また相当多数の中小企業者も含んでおりますので、ある程度認めるということと二回にわたつて、たしか八百六十万ドルというものが六月以降経過期間におきまして出てきたといふふうに承知いたしております。なお、その間の商品がどうして出たかといふようなことにつきましては、通産省の方からお答えいただいた方が適當であるかと思ひます。

○平林剛君 どこできめたのか。○政府委員(酒井俊彦君) この処置は大蔵省と外務省と通産省で相談をいたしまして、もちろん経済関係の閣僚には御報告した上でこういう措置をきめたわけでありまして。○平林剛君 今後の政府の輸出振興政策によつていろいろな措置がとられるわけでありまして、このように安易に行われていくといふことになりまして、これからの政府の政策によつては相当国民が迷惑を受ける。ただいまの説明によりますと、関係閣僚がそれぞれ御相談なさつて、最後にもこんな措置を認めたと、こう言われるのであります。まことに軽率ではなかつたか。こういう事例を残しておいて、今後輸出振興のためにこれこれのことをやりたい、こう言われまして、安心して皆さんにおまかせをするといふわけにはいかない、こういうことになりまして、今後の政府の政策にも相当ひびがくるものだ、こう思われるのであります。い

わんやただいまのようなかけ込み輸出をしたといふことは、業界の混乱を心配をされたといふけれども、言葉をかえて言えば、業界をもうけさせるために国民が損をした、こういうことになるわけでありまして、ポイントの置き方が皆様の方では違つてゐるのではないか、こういう感じを持つております。なお、いろいろお尋ねいたしますが、ちよつとあなたにこの間提出された資料でわからないことがありますから、聞きます。「インドネシア焦付債権発生の推移」といふ資料がありまして、あなた、持つていますか。それから「対インドネシア主要商品別輸出入額」、これもありますね。この二つを見比べて、私の質問に答えてもらいた

いのであります。この「主要商品別輸出入額」、これの五二年七月から五三年六月までの合計は六千四百二十七千ドルになります。しかるに「インドネシア焦付債権発生の推移」の表を見ますと、「受取」という欄はこれは輸出と見てよいわけですね。この五二年七月から五三年六月までの数字は六千九百三十五万九千ドルとなつております。この差はたぶんこの提出された資料による商品、すなわち織物、繊維製品、金属及び金属製品あるいは機械、これ以外の品物が輸出をされておるから、この数字の違いがあつた、こう理解できるのであります。そう読んでさしつかえないかどうか。

○政府委員(酒井俊彦君) おつしやる通りに、この二枚目の「主要商品別輸出入額」は、主要品だけを掲げてございまして、従つて、この合計いたしました数字は、いわゆる雑品とでも申します。いろいろなものがそこにある。それで差額が出てくるわけであり

ます。○平林剛君 それでは同じくその「対インドネシア主要商品別輸出入額」の輸入の方をちよつと見て下さい。輸入の総合計は、穀類、食糧及び類似原料、石油、油脂、蠟その他書かれまして、合計は四千六百八十六万九千ドルになつております。五二年七月から五三年六月まで。そうですね。ところが「インドネシア焦付債権発生の推移」の同じ比較対照すべき欄で見ますと、これは四千二百五十万ドルになつておる。先ほど御説明のように、輸出の数字が食い違つておるのは、それはその他にも主要でない輸出品目があつたといふことで理解できますが、輸入の方にこの

数字があるというのは、どうも理解ができないのであります。ほかに輸入してあったやつがつけ落してあるのかどうか、こういうことになるのでありまして、私はこれから審議を進めていこうと思つたが、どうもこういう矛盾した資料を見せてもらつと、その間の事情がよくわからなくなつてしまつたので、これはどういふわけか。

○政府委員(酒井俊彦) 手元に詳しい表を持っておりませんが、これはおそらく記帳上の違いがあると思ひます。日銀の為替統計と一ツオープン勘定、インドネシアと日本両方に勘定を持つておりますから、その勘定での調整時のその間の差が若干あるといふことだと思ひます。

○平林剛君 これは五三年七月から四年六月までの数字でも同じことがあるのです。五三年七月から四年六月の輸入の合計は同じ主要品別に計算をいたしまして四千二百七十七万三千ドルである。ところが債権発生を推移を見ますと、これは三千八百五十七万三千ドル、ここでも数字が約四百萬ドル違う。つけ落しにしては、いふん大きな数字になる。ここを、正確なところを説明してもらひたいのであります。

○政府委員(酒井俊彦) これは資料の根拠が違ひまして、主要品目別の方は日銀の為替統計でございます。と申しますのは、日銀が日本の商社が輸出いたしましたときに、その輸出に伴う受取手形を為替銀行に入れて参りましたものを集計したものであります。ところが、この第一表の、オープン勘定の収支じりと申しますものは、これは日本の物資が輸出されまして、そうして向うに、インドネシアに輸入され

て、それから中央銀行の帳簿に記帳をされるということになりますので、日本の輸出の際の為替の受取額、日銀がやつておりますものと、オープン勘定に整理をして記帳いたしますものとの間に、そういうズレが出てくるのがこの主要な原因でございます。

○委員長(前田久吉君) 通産大臣と外務大臣に、なるだけ早くお願いいたします。

○平林剛君 あなたはそんな説明をしておるけれども、これは五四年七月から五五年六月の数字も、五五年七月から五六年六月の数字も、みんな私が今指摘したような数字があるのです。ただいまこまかいことをいろいろお話になつたけれども、理屈が通つてこない。なぜかという、私がこの資料の提出を求めたのは、債権累積額が一目瞭然にわかるような資料を出してもらひたい。債権の累積額の状況は、一方の資料によつて、結論としては一億七千六百九十一万四千ドルになつておるのに、こつちの方は、ちつとも説明がついていない。あつちへやつたりこつちへやつたりではわからぬです。實際問題として、債権の累積額がこうなつたというものを求めているのに、こういう不足な資料ではだれだつてわからない。

○政府委員(酒井俊彦) ただいま申し上げましたように、債権の累積額はオープン勘定、これは先方の中央銀行に帳簿がございます。それに記帳され、それを日本銀行が確認したものがこれになります。ところが、第二の主要商品の輸出入につきましては、これは日本銀行が普通の何と申しますか、日本から商社が輸出いたしますと、その手形

をすぐ為替銀行に持つて行きまして、かわり金をもらうわけでありまして、そのかわり金をもらつて、輸出手形を買い取つたその段階でこれは集計したものが、日本銀行の為替統計であります。従つて、それから船積みをして、インドネシアに送られて、税関手続を経て、そして向うで為替手続が終つて、インドネシアの中央銀行に記帳されるまでの間に相当の時期がございますので、こういう差ができてきたわけでございます。

○平林剛君 それではこれでいいと、こういうのですか。

○政府委員(酒井俊彦) これはこれとして、両方とも正しい数字でございます。ただ、いきなり主要商品輸出額と債権の累積額、この二つの表が直接に結びつくということではなくて、先ほど申し上げましたように、日本側の輸出の際に受け取りになつた為替の額と、それから債権の方は、中央銀行に債権債務として記帳された日の額といふところで、差が出てゐるわけでありまして。

○大矢正君 私は、法律の内容の質問ではなくて、きょうの議事の進行の仕方について提案をしたいと思ふのであります。けさは早朝から連合審査をやり、精力的に、もうすでに六時二十五分まで質疑を行なつて参りました。が、まあ普通でありますれば、委員会を何時までやるかといふことは、これは常識でありまして、まあ五時までで終るのが、私は通例だと思ふのであります。が、会期も多少迫つてきましたから、六時半までどうやつておるのであります。が、何分にも、朝からぶつ通し質問をしてゐるのであります。そう

いふ点で、われわれも頭の方もたいぶ疲れておりますから、まだ会期もあす一日たつぷりあることでもありますので、この辺で一つ委員会を散会していただいて、明日は頭を冷やして、また精力的にやるように、(賛成)「反対」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し(賛成)「反対」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○木内四郎君 議事進行。私はただいまの大矢委員の散会の動議に反対いたしますとともに、ただいま審議中の二法案に対する質疑を打ち切つて、直ちに討論、採決に入られんことの動議を提出いたします。(賛成)「反対」まだ質問中だ「おかしいじゃないか」打ち合せておいて直ちに散会の動議を出す手はない「質問は全然始めたばかりで質疑打ち切りはおかしい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員長(前田久吉君) 暫次休憩いたします。理事会を開きます。

午後六時二十七分休憩
(休憩後開会に至らなかつた)

昭和三十三年七月十日印刷

昭和三十三年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局